

令和2年第2回葛城市議会定例会会議録（第2日目）

1. 開会及び延会 令和2年6月17日 午前10時05分 開会  
午後 4時26分 延会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員14名

2番	梨本 洪 珪	3番	吉村 始
4番	奥本 佳 史	5番	松林 謙 司
6番	谷原 一 安	7番	内野 悦 子
8番	川村 優 子	9番	増田 順 弘
10番	岡本 吉 司	11番	西井 覚
12番	藤井本 浩	13番	吉村 優 子
14番	下村 正 樹	15番	西川 弥三郎

欠席議員1名 1番 杉本 訓 規

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	阿古 和 彦	副 市 長	溝尾 彰 人
企 画 部 長	吉川 正 人	総 務 部 長	吉村 雅 央
市民生活部長	前村 芳 安	都市整備部長	松本 秀 樹
産業観光部長	早田 幸 介	保健福祉部長	森井 敏 英
こども未来創造部長	井上 理 恵	教 育 部 長	吉井 忠
教育委員会理事	西川 育 子	上下水道部長	井 邑 陽 一
会 計 管 理 者	中井 浩 子		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	岩永 睦 治	書 記	和田 善 弘
書 記	高松 和 弘	書 記	福原 有 美

6. 会議録署名議員 4番 奥本 佳 史 5番 松林 謙 司

7. 議事日程

日程第1 一般質問

一般質問通告一覧表

質問 順番	議席 番号	氏 名	質疑方法	質 問 事 項	質問の相手
1	13	吉村 優子	一問一答	新型コロナウイルス対策について	担当部長
2	5	松林 謙司	一問一答	マスク装着による熱中症対策について	市 長 担当部長
				避難所におけるコロナウイルス感染防止対策について	市 長 担当部長
				防災備蓄品の整備、拡充について	市 長 担当部長
				葛城市独自の経済支援について	市 長 担当部長
3	7	内野 悦子	一問一答	G I G Aスクール構想の早期実現について	教育長 担当部長
				安全対策について	市 長 担当部長
4	4	奥本 佳史	一問一答	今後の I C T教育の取組みについて	市 長 教育長 担当部長
				コロナ対応に関する各種の対応について	市 長 副市長 担当部長
5	8	川村 優子	一括質疑	今年度の予算執行について (新型コロナウイルス感染症対策予算との調整)	市 長 教育長 担当部長
				公共施設の再配置検討について	市 長 教育長 担当部長
				学校給食の地産地消について	市 長 教育長 担当部長
6	15	西川弥三郎	一問一答	資源ごみ収集について	担当部長
				情報公開条例について	市 長 担当部長
				農地法・都市計画法・建築基準法等の違反について	市 長 担当部長
7	9	増田 順弘	一問一答	用水路の安全対策について	市 長 副市長 担当部長
				新型コロナウイルス感染症による市の事業への影響について	市 長 担当部長

8	6	谷原 一安	一問一答	市民の生命と生活を守る新コロナ対策について	市 長 教育長 担当部長
				入札契約適正化による行財政改革の推進について	市 長 担当部長
9	3	吉村 始	一問一答	尺土駅舎外の安全確保について	市 長 担当部長
				化学物質による香害について	市 長 担当部長
11	2	梨本 洪珪	一問一答	公共施設マネジメントについて	市 長 担当部長
				民間委託におけるコンプライアンス基準について	副市長 担当部長

開 会 午前10時05分

**下村議長** ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、これより令和2年第2回葛城市議会定例会第2日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

新型コロナウイルス感染予防の観点から、会議の進行に際して密閉空間にならないよう、出入口を開放しておりますので、ご了承ください。

なお、発言される際はマスクを着用したままご発言いただきますようお願いいたします。

葛城市議会では、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おきをお願いいたします。なお、傍聴者につきましては情報通信機器の会議室内での使用は認めておりませんので、携帯電話等をお持ちの方は、必ず電源を切るか、マナーモードに切り替えるようお願いいたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、一般質問を行います。

申し上げます。去る6月8日の通告期限までに通告されたのは11名ですが、1名発言通告を取り下げられましたので、10名でございます。質問者はお手元に配付の通告一覧表に記載のとおりであります。なお、一般質問の方法につきましては、1名の議員が一括質疑方式を、9名の議員が一問一答方式を選択されております。質問回数につきましては、一括質疑の場合は2回までとし、3回目は発言のみといたします。一問一答の場合は質問回数に制限はございません。制限時間につきましては、一括質疑方式、一問一答方式共に質疑、答弁を含めて60分とし、反問時間は制限時間には含まれません。

それでは、ただいまより一般質問を行います。

最初に、13番、吉村優子君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

13番、吉村優子君。

**吉村優子議員** 皆さん、おはようございます。ただいま議長の許可を得ましたので、これより一般質問をさせていただきます。今回の私の質問は、新型コロナウイルスの対策についてお伺いいたします。

なお、これよりの質問は質問席にて行わせていただきますので、よろしくようお願いいたします。

**下村議長** 13番、吉村優子君。

**吉村優子議員** それでは、質問させていただきます。

昨年の12月、中国武漢市で発生したとされるCOVID-19、いわゆる新型コロナウイルス感染症は全世界を巻き込み、これまでに196の国・地域で790万人に迫る感染が確認され、日本におきましても、本日現在で1万7,439人の感染が確認されているところです。このコロナウイルスにより私たちの生活は一変し、各自自治体においても対応に追われているところです。今現在におきましては少し落ち着きを見せてはいるものの、北九州市や先日からの東京の例にもありますように、まだまだ予断を許さない状況で、第2波、第3波は必ず来ると

されています。

そこで、葛城市におきます今後の取組についてを伺います。

初めに、現在設置されています新型コロナウイルス対策室について、まずその位置づけと役割についてをお尋ねします。4月27日に設置された対策室ですけれども、6月1日付で総務部付となったというふうに聞いています。対策室立ち上げから総務部付に至るまでの経緯も含めてお答えいただきたいと思います。

**下村議長** 企画部長。

**吉川企画部長** 皆さん、おはようございます。企画部の吉川でございます。どうぞよろしくお願いたします。ただいまの吉村優子議員のご質問にお答えさせていただきます。新型コロナウイルス対策室の位置づけと役割ということでございます。

まず初めに、新型コロナウイルス対策室設置の経緯でございますが、今回の新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、令和2年2月3日から新型コロナウイルス対策調整会議、令和2年4月2日からは新型コロナウイルス対策本部を設置いたしまして、その対応に当たっているところでございます。こうした中、特別定額給付金などの国の施策の実施や、様々な施策についての問合せや相談などの窓口の一元的な対応を円滑に行うため、対策本部直属の組織として新型コロナウイルス対策室を4月27日に設置いたしました。

指揮命令系統につきましては、対策本部直属ということで、本部長である市長及び副本部長である副市長、教育長の指揮下で職務を行う体制でございましたが、コロナウイルスに関する業務が相当の期間引き続いて行う必要があると予想されることや、ウイルス感染が鎮静化し対策本部を解散した場合、指揮命令権者である本部長や副本部長が存在しなくなることから、通常の組織機構に組み込む必要があると判断いたしまして、6月1日付で市長部局の総務部に属することとする旨の事務分掌規則の改正を行ったところでございます。

次に、対策室の所掌事務でございますが、1つ目として葛城市新型コロナウイルス対策本部の事務に関すること、2つ目として、新型コロナウイルス等に関する市民及び事業者への支援並びに相談に関すること、3つ目として、特別定額給付金事業に関すること、4つ目として、その他新型コロナウイルス対策に関すること、これら4つの項目を規定しております。

次に、対策室の職員配置状況でございますが、専任の職員が6人、兼務の職員が3人、会計年度任用職員が4人で、現在13人体制で業務を行っているところでございます。また、休館施設からの異動につきましては、専任の職員が2人、兼務の職員が1人ということで業務に当たっているところでございます。

以上でございます。

**下村議長** 吉村優子議員。

**吉村優子議員** ありがとうございます。今伺っていましたが、その中の業務についてですけれども、葛城市新型コロナウイルス対策本部の事務に関すること、新型コロナウイルス等に関する市民及び事業者への支援並びに相談に関すること、特別給付金事業に関すること、その他新型コロナウイルスに関すること、この4つの項目を挙げられましたけれども、要するに対策本部の事務局であって、コロナに関するあらゆることの市民窓口であるという解釈でよろしい

んでしょうか。ですから、あくまでも事務局で、新型コロナウイルス対策に関することは市長、副市長、教育長、そして各部長で構成される対策本部の会議で決定されるということですね。それも確認させていただきます。

それではまず、全ての窓口ということで、遅くとも対策室立ち上げと同時にコロナに関する問合せのフリーダイヤル、もしくは専用の直通電話を設置すべきであったと思いますが、その点についてのご意見を伺います。

**下村議長** 吉川企画部長。

**吉川企画部長** ただいまの質問でございます。

対策室の電話ということでございますが、新型コロナウイルス対策室設置当初でございますが、この当時は直通ダイヤルの設定が間に合いませんでした、交換を通して電話をつなぐ方式としておりました。したがって、市からの発出文書などへのお問合せの電話番号は、市役所の代表番号を記載しておったところでございますが、5月19日に直通ダイヤルの設定工事が完了いたしまして、その後は電話番号を文書に記載するとともに、ホームページにも掲載しているところでございます。

以上でございます。

**下村議長** 吉村優子議員。

**吉村優子議員** この専用の直通電話ということですが、これがあるだけでも市民の皆さんの安心感というのは違うと思うんです。広報の6月号には、総合窓口としてこの直通電話の番号の記載はありました。ただ、3月、4月とコロナで大変不安な日々を市民の方が過ごされているときこそ、そういった直通電話の記載があったほうが、もっと早い設置がよかったのではないかなというふうに思っています。

それと、この対策室の立ち上げの際に市長は、対策室は休館中の施設の職員を起用というふうに言われていましたけれども、先ほどの答弁では会計年度任用職員4人を含んだ13人体制のうち、休館施設からの異動は選任が2人、兼務が1人のみとお答えいただきましたけれども、では休館中の2か月間、施設の職員や会計年度任用職員の方は、その間どういった業務をされていたんでしょうか。

**下村議長** 吉川企画部長。

**吉川企画部長** 市内各施設の休館中の業務ということでございます。

施設が休館となりまして時間的に余裕ができた場合は、これまで行ってきた業務の見直しや整理を行うとともに、再開に向けた対応方法の検討とその準備を行うよう指示が出されまして、この指示に基づいて、それぞれの施設において実施されているというところでございます。

以上でございます。

**下村議長** 吉村優子議員。

**吉村優子議員** ありがとうございます。業務の見直しとか整理に加えて、再開に向けた対応方法の検討と、その準備もされていたというふうにお答えいただきました。

先ほど、会計年度任用職員、いわゆるアルバイトの方4人を採用しての業務ということで

すけれども、そういった新たな採用をせずに、休館中の施設からアルバイトさんに来ていただいたほうがよかったのではないかなというふうに思っています。以前の会議におきましてもこういうことが議論されていましたが、施設が再開したときに困るとことや、国の費用で雇用しているという話も出ていました。休館の施設では、例えばそこで働いている会計年度任用職員の方が休んでいただいたとしても、休業補償としてお給料の60%は補償しないといけないと、支払わなければいけないというわけですから、その人たちに対策室に来ていただいて国の費用で働いていただきますと、何よりもアルバイトの方は休館中であっても100%のお給料でお仕事ができるというメリットがあったというふうに思います。開館して困るとい話もありますけれども、各休館中のところから1人ずつ呼んでいただいたら、休館中にいろんな業務を整理して余裕もできるでしょうし、開館してすぐにお一人が、アルバイトさんがいないからすごく困るといこともなかったのではないかなというふうな思いもあります。それはこれから、今後それも考えていただきたいと思います。

それと、働き方という点におきまして、このコロナ対策として在宅型テレワークは考えられなかったのかということです。例えば感染が疑われたり、感染者の濃厚接触者であったり、また学校の休業に伴って家にとどまらざるを得ない、保護者である職員の方が、自宅で業務の遂行をするということですよ。この際には期間や勤務管理、セキュリティー対策等々、細かな制約を設けてのことですけれども、そういった考えは今後、考えるべきではないかと思いますが、その点はいかがでしょうか。

**下村議長** 吉川企画部長。

**吉川企画部長** ただいまのご質問でございます。

休んでいる間のテレワークの件でございますけれども、今回のコロナウイルス感染症への対応といたしまして、公共交通機関を利用して通勤している職員が、その通勤途上において密になる場合は時差出勤を認めることとしております。この時差出勤でも密を回避できない場合につきましては、特別休暇を与えている状況でございます。また、学校や保育施設が休業となったため、自宅で子どもを保育しなければならない場合なども特別休暇を与えております。こうした場合にテレワーク環境が整っていれば自宅での在宅勤務が可能になるということでございますが、このテレワーク環境を整えるには、まず1点目として個人情報などの情報セキュリティーの問題がございます。通信システムやハード機器にセキュリティー対策を施しても、自宅などのテレワーク先の執務環境などによるエラーが拭いきれないという問題、2点目といたしまして、我々市町村の職員は直接住民の皆さんとの関わりが深い業務が多くございまして、テレワークで行える業務が限られているという点、それから3点目といたしまして、安全な通信環境を整えるための初期費用や、その後のランニングコストが相当必要となる費用面の問題がございます。これらのことから、現状ではテレワークを実行するには至っていない状況でございます。

また本市では、本市で行っている通常の業務はL G W A Nという閉鎖環境のネットワークに接続されているパソコンで行っておりまして、ここからのデータの持ち出しや、外部で作成したデータを取り込むことはセキュリティーの観点から原則禁止とされております。こう

した状況の中、現在本市で行える在宅業務を考えてみますと、個人情報が存在しない紙媒体でのアナログ的な作業などに限られてくるのではないかと考えております。それぞれの部署で、業務の中には内容や手法を精査すれば在宅でも可能となる業務もあると思われまますので、今後テレワーク環境の構築という点も含めまして、検討を行ってまいりたいと考えている次第でございます。

以上でございます。

**下村議長** 吉村優子君。

**吉村優子議員** ありがとうございます。私、1点、その大がかりな初期費用とかそういうのじゃなくて、このコロナの期間中するのはどうかと。これ、実際に広陵とか、それから上牧町では実際行っておられて、その中に本当にいろんな規制があって、それに従って、ですからコロナの期間中、1か月、2か月の期間も設けて、こういうことをされていまして。今、部長がおっしゃったように、テレワークに向く、向かないという仕事の明確化も必要になってくると思いますが、第2波、第3波に向けて検討いただきたいというふうに思います。

次に、行事についてを伺います。国の3大祭り、海開き、各地のマラソン大会等々、大きなイベントが次々と中止を宣言される中におきまして、葛城市におきまして何月ぐらいまでの行事の開催、または中止が決まっているのかということをお尋ねしたいと思います。例えば具体的ところで、市民が多く集うということでは、7月の差別をなくす市民集会から始まりまして、9月の市民体育祭、敬老会、10月の戦没者追悼式、アートフェア、そして11月のゆめフェスタ、文化祭、山麓ウォーク等々ですけれども、こういうことも具体的にお答えいただけたらと思います。

**下村議長** 吉村総務部長。

**吉村総務部長** おはようございます。総務部の吉村でございます。ただいまの吉村議員の質問に、新型コロナウイルス対策室を所管いたします総務部長といたしまして答弁を、まず基本的な部分でさせていただきますと思います。

個々の行事、イベントにつきましては、それぞれの行事、イベント等を実施する意味ですとか背景、内容等が異なっておりますので、各担当部長のほうから順次答弁をさせていただくことで、まずご了承をいただきたいと思っております。また、現時点における予定を答弁させていただきますが、今後の状況等によっては変更となる場合もございますので、ご了承ください。

今回の新型コロナウイルス感染症につきましては、先ほど議員が冒頭で紹介いただきましたように、人類がかつて経験したことのない新しいウイルスによるものでございまして、世界中で感染が広まり、日本においても感染者数が増加する中、政府から4月7日に7都府県に限定し緊急事態宣言が発出され、不要不急の外出についての自粛要請、それから施設等の休業要請といったものがございまして、その後4月16日に全国に拡大され期間の延長を行うとともに、当初から宣言の対象とした7都府県に北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府の6道府県を加えた13の都道府県を、特に重点的に感染拡大防止の取組を進めていく必要があるとして、特定警戒都道府県ということで位置づけられました。そして5月14

日に、その8つの都道府県を除きます39県で緊急事態宣言を解除され、5月21日には大阪、京都、兵庫の3府県について緊急事態宣言を解除することを決定し、5月25日には首都圏1都3県と北海道の緊急事態宣言を解除、およそ1か月半ぶりに全都道府県で緊急事態宣言が解除されたところでございます。

この間、国民の皆様方のご協力によりまして感染者数が減少に転じ、本県におきましても発症者が5月27日以降確認されておらず、ひとまず鎮静化したように感じますが、第2波、第3波がいつ来るか、予断を許さない状況であると認識しております。その特性がいまだに解明されておらず、有効なワクチン等の製造には十分至っていない現状でございますので、今後の行事、イベント等の開催の可否につきましてもその感染状況に注視しつつ、3密にならないような配慮をはじめ、できる限りの感染症対策を実施することを前提に慎重に判断する必要があるとの基本方針を、市の新型コロナウイルス感染症対策本部会議で示しております。その方針に基づき各種行事、イベント等の開催の可否を関係機関、団体等と調整を行っておりますところでございます。

個々の検討状況につきましては、各担当部長から順次答弁をいたしますので、よろしくお願いたします。

**下村議長** 井上こども未来創造部長。

**井上こども未来創造部長** こども未来創造部の井上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。私のほうからは、所管いたします公立保育所と子育て支援センターについてお答えさせていただきます。

現時点での公立保育所の、11月までの行事についてでございます。例年7月から8月にはプール遊び、9月、10月に運動会と遠足、11月に参観日などの行事を行っております。今年度につきましては、コロナ予防の観点から密となるプール遊びは行わず、シャワーによる水浴びや水鉄砲などの水遊びで対応いたします。また運動会や遠足、参観日などにつきましては、現在どういう形でなら実施できるのか、規模を縮小して3密にならない工夫をして実施する方法を検討しているところでございます。

次に、子育て支援センターに係る事業でございますが、例年7月に行っています未就園児や未就学児とその保護者や、小学生の子どもたちが参加していただけます縁日のような行事のお楽しみ土曜日につきましては、今年度は開催時期をずらし、11月頃に3密を避けた形で実施できないか検討しておりますところでございます。

以上でございます。

**下村議長** 森井保健福祉部長。

**森井保健福祉部長** 保健福祉部の森井でございます。よろしくお願いいたします。保健福祉部が所管しております主な行事といたしまして、敬老会と戦没者追悼式についてお答えいたします。

まず、例年9月の敬老の日に開催している敬老会につきましては、開催内容や方法について検討中でございます。敬老会は、式典の後演芸を見ていただいて、時間はおよそ2時間程度で、新庄地区と當麻地区を午前、午後に分けて行っており、両方とも約450名の出席をいただいております。昨年と同じ方法で演芸部門の手配、準備を行っておりますが、もし中

止となった場合に備えたキャンセル料を最小で抑えるなど、業者と調整を行っており、開催の是非について、近隣の状況や高齢者の集まりであることなどを十分考慮した上で、コロナ感染防止対策が可能であるかどうかを見極めながら、慎重に検討しているところでございます。

続きまして、戦没者追悼式につきましてでございますが、これにつきましても現在検討中でございます。毎年10月1日に、新庄文化会館マルベリーホールにて遺族関係者約300名が参列し厳かに執り行っており、ご英霊の顕彰と平和を祈念するための重要な式典でありますので、その開催の可否、方法につきましては葛城市遺族会の役員の皆様ともご相談しながら決定したいと考えております。

以上でございます。

**下村議長** 早田産業観光部長。

**早田産業観光部長** おはようございます。産業観光部の早田でございます。産業観光部で所管しておりますゆめフェスタ in 葛城の開催につきましては、8月に舞台やテントの設営業者の入札を行う必要があるため、7月の実行委員会において開催の是非についての判断がなされるものと考えております。また、葛城山麓ウォークにつきましては準備期間が10月頃ということもあり、葛城山麓地域協議会が10月に開催の是非について判断されるものと考えております。

以上でございます。

**下村議長** 前村市民生活部長。

**前村市民生活部長** 市民生活部長の前村でございます。よろしくお願ひいたします。7月4日の差別をなくす市民集会につきまして、ご説明を申し上げます。

人権啓発は継続して実施する必要があります。しかしながら、感染症対策も欠かすことはできません。新型コロナウイルスを想定した新しい生活様式に対応した形の人権啓発、その第一歩として、7月4日土曜日午後1時30分から市民体育館において、講演時間を短縮し人数を制限し、感染症対策を徹底した上で縮小開催いたします。講師はシンガーソングライターで、浄土真宗本願寺派住職であるやなせななさんです。講師は講演中マスクを着用され、歌は映像を流す形を取られます。やなせさんは30歳で子宮体がんを克服した経験と、僧侶という視点を生かし、命を題材とした歌を数多く制作され、人の生き死にをテーマにしたトークアンドコンサート活動を全国でされています。命の尊さについて、改めて考えることのできる市民集会にしたいと考えています。

なお、参加できない方にも配慮をし、集会の終了後、市のホームページにおいて講師からのメッセージと歌の動画を掲載させていただきたいと思っております。

以上でございます。

**下村議長** 西川教育委員会理事。

**西川教育委員会理事** 教育委員会理事の西川でございます。よろしくお願ひいたします。

教育委員会所管の主な行事といたしましては、まず9月第3日曜日に第1健民グラウンドにて開催の市民体育祭ですが、体育協会と葛城市の共催であり、新型コロナウイルスの収束状況を見極めながら検討してまいりたいと考えております。

次に、文化協会主催の文化祭ですが、毎年11月中旬に開催しておりました。発表の部と展示の部で構成されております。現在の状況は、新型コロナウイルス感染症の影響で文化協会役員会が開催されず、文化祭について検討がなされておられません。また各クラブの活動も、施設の休館や自粛もされており、練習や展示作品の作製等が行われていない状況でもあります。今後の予定といたしましては、文化協会の会議を開催し、文化協会、各クラブに意見を聴取して開催の是非を検討される予定でございます。

次に、例年10月頃開催をしておりました葛城アートフェアですが、年度当初に開催に向けて実行委員会を立ち上げ、企画立案を始めております。同時に協賛企業への挨拶や、会場としておりました當麻寺や周辺古民家様等へのお願い、市内各施設の確保等に取りかかっておりましたが、この新型コロナウイルス感染症の影響で訪問や会議も控えさせていただき、現時点におきまして作品の募集要項も定まっていないような状況でございます。もろもろの状況から、やむなく開催を中止とさせていただくことになりました。

以上でございます。

**下村議長** 吉村優子議員。

**吉村優子議員** ありがとうございます。先ほど保育所は聞きましたけれども、幼稚園、小中学校、そこも簡単で結構ですので。

**下村議長** 西川教育委員会理事。

**西川教育委員会理事** 教育委員会理事、西川でございます。

学校関係ですが、葛城市では「葛城市立学校再開ガイドライン～「学校の新しい生活様式」～」を作成しております。令和2年6月1日に制定させていただいております。段階的に学校再開を進めていくに当たりまして、本ガイドラインを原則として感染症対策に万全を期すようにするものでございます。その中に学校行事等の実施についての項目を設けておりまして、密となる可能性の高い水泳の授業は中止とさせていただきます。また運動会、遠足、修学旅行や野外活動等は、感染拡大防止の措置や実施方法の工夫等を行い、実施に向けて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**下村議長** 吉村優子議員。

**吉村優子議員** それぞれから、ありがとうございます。保育所、学校関係は現場とよく相談していただけて決めていただきたいと思います。

市の行事ですけれども、まず近いところで7月の市民集会、先日も議会のほうにも決定の通知を頂きましたけれども、これ、例年ですとマルベリーホールで行われますけど、今回市民体育館という、それはなぜですか。その理由をお聞かせいただきたいと思います。

**下村議長** 前村市民生活部長。

**前村市民生活部長** 市民生活部長の前村でございます。

体育館ですということにつきましてですが、事務局が計画準備を始める時点での判断として、いましばらくは集会としての会場を考えたときに、受付や入退場時の混雑緩和、換気の徹底など感染防止対策を徹底しやすいと考え、市民体育館で実施することといたしました。

以上でございます。

**下村議長** 吉村優子議員。

**吉村優子議員** ありがとうございます。市のホームページで新庄文化会館のところを見てみますと、利用休止を継続する施設として、ホールと喫茶室というふうにあります。ただ、その下に、ホールについては6月1日より7月以降の貸館予約を受け付けますとなってるんですけど、ということは7月1日からホールの利用は可能だということですよ。そこをちょっと聞いているので。

**下村議長** 西川教育委員会理事。

**西川教育委員会理事** 教育委員会理事の西川でございます。

7月1日から収容人数を限定して、減らして開会しようと思っています。

**下村議長** 吉村優子議員。

**吉村優子議員** 先ほど聞いてみましたら、体育館で100名にするというんでしたら、700人のキャパですから、6、7席に1人お座りになったら十分に密を避けられますし、これ、マスク着用して体育館でいきますと、熱中症のほうの関係で、それが心配されます。スポットクーラーだけですので、市民体育館というのは、ですからこれは変更して、元通りのホールでなさってもいいんじゃないかなと。換気もして、向こうでしたらクーラーもかかっていますし、その辺はこちらのほうが安心なのではないかなという思いをしています。まだ期間ありますので、ちょっと検討していただきたいと思います。

それと、9月の市民体育祭は体育協会との検討ということですが、これも暑い中のマスクを着用ということになりますと、今度熱中症が心配されます。10月の戦没者追悼式については、私が心配するのは、いつも舞台、きれいな菊をたくさん飾っていただきますけれども、これがもし中止となれば、ご協力いただいている花卉農家、いつも菊を提供してくださっているところのキャンセルとかがありますので、これも早く結果を出していただきたいなという思いです。

それから、アートフェアを中止ということで、11月のゆめフェスタや文化祭、山麓ウォークに関しましては、それぞれの団体や協会と検討ということになると思いますので、これも余裕を持っての結論を出していただくようお願いしておきます。

私が何より懸念してますのは、敬老会です。まず感染すれば重篤化率が高い高齢者が集まるということです。例年でしたら、さっきも言われてましたように、お笑いの舞台を見ていただいて、大声で笑っていただいて、元気になって帰っていただくということですが、今年に限っては大声で笑うということが危険だとされています。また高齢者の方は皆さん、集まったら懐かしさでいろんな方とお話しされると思うんです。しゃべりにくい、聞き取りにくいということで、マスクを外して近くでしゃべられるということも予想されます。興行主、先ほどもおっしゃったキャンセルのほうも考えると、私はこれはもう中止してもいいのではないかなというふうに思います。送迎バスでその会場に来られるという大字もあります。そのときも密が発生すると思いますので、ここも早く検討していただきたいというふうに思います。

こういった行事につきましては、できれば1か月前に広報かつらぎで皆さんに周知していただくのがいいのかなと思います。そうなりますと、印刷の関係で1か月半から2か月前には結果を出していただきたいようにも思うんですけども、これらについて、ちょっと市長の考えを伺っておきたいと思います。

**下村議長** 阿古市長。

**阿古市長** 議員のご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症につきましては、日々状況が変わります。ですから、その状況に合った対応を短時間でする必要があるという認識でございます。ただいま、じゃあ秋の行事についていろんな検証、イメージづくりをしております。その中で開催できるパターンのイメージ、それと開催をしにくいパターンのイメージ、両方について想定した中での準備を想定していったらという段階でございますので、果たして秋の段階でどのようになっているのか、それによって対応が違います。秋の行事を今からどうしますという結論を、一方の結論を出したとしても、その状況によって変化が起こるということですので、判断はできるだけ早くとおっしゃいますけども、今回の事象についてはできるだけ適切な対応を、適切な時期にしていくということ以外にはないのかなと考えております。

以上でございます。

**下村議長** 吉村優子議員。

**吉村優子議員** お隣の大和高田市では、市主催の大規模イベントは12月末まで中止というのを早々と出されていまして。状況によるということですが、本部会議でそういうのを集約して、いついつまでにこういう意見を出してください、それで結論を出しますというふうな迅速化が私は必要なというふうに思っています。先日も、毎年10月に開催されますダイドードリンコ杯少年野球大会も、本年の大会の中止の案内がありました。この新型コロナウイルスの厄介なのは、このウイルスの正体というのがまだ判明していないところです。このような中で多くの市民が集う行事については、今年に限っては中止にする勇氣も必要ではないかなというふうにも思っています。いずれにしましても、まだまだこれからの決定ということですが、早い対応を求めておきます。

次に、施設の開館についてもお聞きします。コロナの影響で閉館されていまして各施設ですけれども、6月1日の開館の決定も、私は遅かったなというふうに感じています。いつ決まるんですかという声も多くいただきました。ここで各施設についてはもうお聞きしませんけれども、これらについての基本的な考えも伺っておきます。

**下村議長** 吉村総務部長。

**吉村総務部長** 総務部の吉村でございます。ただいまの、施設の開館についての基本的な考え方ということでございます。

市といたしましての基本的な考え方でございますが、本市の公共施設につきましては2月下旬から3月初旬に、他の市町村が施設を閉館される中、感染予防に留意した上で原則開館いたしておりました。しかしながら、3月28日に中和保健所管内で新型コロナウイルス感染者が確認をされたということを受けまして、感染リスクの高まりに合わせ、庁舎等の事務所

系施設を除き閉館とさせていただいたところでございます。その後、緊急事態宣言に伴う外出自粛要請、それから施設等の休業要請等もございまして、5月末まで閉館をいたしておったところでございます。

今回の新型コロナウイルス感染症は、完全に収束することなく共存していくことになるのではないかというふうに考えてございまして、基本的な方針といたしましてはマスクの着用、手指消毒の徹底、施設設備の定期的な消毒、それから来館者の検温、それから3密を避ける対応、それから利用される方の利用者名簿の作成等の対策を取りながら、感染リスクを極力減らす取組を行った上で、開館できる施設は開館するというふうにしたところでございます。

**下村議長** 吉村優子議員。

**吉村優子議員** ありがとうございます。市民の皆さんにとっては、国の5月14日の緊急事態宣言解除が報道されると同時に、それぞれ皆さんも待っておられるわけですから、スポーツ施設がいつ開くのか、自分が行っている公民館等の施設がいつ使えるのかという、大変関心を持っておられました。私も、6月1日からテニスコートの使用は可能ですと聞いたんですけども、聞いて質問をされたので、このことについて5月26日の全員協議会でお尋ねしました。市民の方から、6月1日からテニスコートを使えると聞きましたけれどもそれは本当ですか、いつから予約ができますか、また予約して行くときの条件は何ですかということをお聞かせしたので、その質問をさせていただきましてけれども、その際には、それは単なるうわさですというふうにお答えいただきまして、その2日後の28日に、6月1日からの再開というファクスが流れてきました。こうなりますと、予約も開始も6月1日ということで、市民の皆さんに周知する時間もなかったというふうに思います。

私、今回の最初の質問の中で、休館中の職員さんは、業務は何をなさってたんですかとお尋ねしたときに、施設の再開に向けた対応方法の検討と、その準備というふうにもおっしゃっていました。ということであれば、現場ではその準備ができていたのではないかな。そうすると、決定だけがされていなかったのではないかなというふうにも思っています。こういった行事や施設の再開等の決定は緊急対策本部です、決定機関でありますからするということですが、ですから国の緊急事態宣言の解除というのは、もう既に報道とかで、もうそろそろあるなとか予測されていたと思うんですよ。その段階で再開はいつからというふうには、早急に決めるべきではなかったのかなというふうに思っています。

先ほどのテニスのことに関しましても、閉館中でも中で業務をされていたのでしたら、何日前に予約の受付ができたというふうに思いますけれども、こういった行事、施設の再開についても、先ほども答弁の中に、部長も近隣の様子も伺ってという話もありました。そういうふうには他市の情報も提供していただいて、まずは方針を決めて、他市町村と全部合わせる必要はないですけども、一定の同じ基準というのにはすべきだというふうに思います。これからまた2波、3波があったときにも同じようなことが訪れると思いますけれども、こちら素早い対応をお願いしておきます。

最後に、災害時の避難所についてお尋ねします。近年の異常気象による大雨、土砂災害に

については今年も心配されるところですけれども、本年につきましてはそれにプラスコロナ対策も加わり、新たなマニュアルづくりが必要となってきます。そこでお聞きします。災害時の避難所について、新型コロナウイルス感染症対策のマニュアルはできているのでしょうか。

**下村議長** 吉村総務部長。

**吉村総務部長** 総務部の吉村でございます。ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

これから、ご指摘のとおり台風や集中豪雨の季節になってまいります。また大規模地震の発生も予測されているところでございますけれども、新型コロナウイルス感染症が収束しない中での指定避難所についてでございます。3密になるのではないかと懸念がございます。

そこで、指定避難所における新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営マニュアルが必要になってくるということで、国のほうでは令和2年6月8日付で新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドラインと、それから令和2年6月10日付で避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料についてという文書が示され、それを受けまして各都道府県でも順次、ガイドラインが作成をされてきておるところでございます。その中では避難所で集団感染を発生させない、それから避難所での感染を恐れず避難行動、安全確保行動を取らず犠牲になることを防ぐことを目標といたしまして、感染症対策を考慮した収容人員の確認、それから十分な避難所数の確保、体調不良者等を分離できる別室の専用スペースの確保、それから物資や衛生資材などの必要数の把握と事前準備、適切な避難所運営を行うための体制構築等について定めることとされてございます。

本市葛城市におきましては、平成30年3月に避難所運営マニュアルといったものを作成をいたしておるところでございますけれども、新型コロナウイルス感染症に対応しておりませんので、避難者の居住スペースですとか手洗い場、トイレ等の衛生面、それから発熱、咳等のある方ですとか濃厚接触者専用室等の確保など、ウイルス対策を含めた避難所運営マニュアルに改訂する準備を現在進めているところでございます。

**下村議長** 吉村優子議員。

**吉村優子議員** ありがとうございます。まだこれからの作成ということですが、避難所につきましては対コロナで密を避けなければいけないということで、通常どおりの避難人数を受け入れることができないこととなります。そうなれば分散避難ということで、奈良市におきましては空いた旅館やホテルに、市からの補助を受けて少ない負担で利用していただく、そのような対策も考えられています。ただ、葛城市にはそういった宿泊施設はありませんが、以前避難所の一般質問でも言わせていただきましたが、今年におきましては県所有の社会教育センター等の利用も、県にお願いして対応すべきではないかなと思っています。また、避難所内のパーティションを区切って、異常なしの市民と体調不良者とは仕切るとか、受付には体温計、アルコール、マスクのあらかじめの準備もしておく必要もあります。それと市民の皆さんには、避難所に行くときの持ち物の中に、床に結構ウイルスが飛んで危険との報告もありますので、飛んだウイルスから身を守るための室内履きや、手を拭いたりするためのキッチンペーパー、またその使用したものを処理するためのゴミ袋や、夜の寒さをしのぐ防寒具等も加える、こういったことも広報かつらぎ等を通して、周知とともにこうした避難の意

識を高めていただく必要もあるのではないかなというふうに思っております。今言いましたことも参考に検討願えたらということで、提案させていただきます。

既に雨期に入っており、台風も懸念されます。一日も早くマニュアルを作成し、各大字にも周知できるようにお願いしたいと思います。

ちょっと1点だけ、これ、昨日私のポストに入っていて、これ、市長の市政報告なんです。この裏側に新型コロナウイルスのこれまでの取組というところがあって、「えっ」と思ったのが赤で書いている部分なんですけれども、これは新型コロナウイルス感染症発生ということで、葛城市で発生したものの日付が書いています。これでちょっとびっくりしたのは、この横に年代と性別まで書かれてるんです。これは報道でもありましたから、実際あったわけなんですけれども、この報道がされたときに、実際私の方にも市民の方から、これはどこの方ですかとか聞かれたこともありますけれども、それはもちろん知らなかったですし、知ってても言うてはいけないというふうに思っています。県内で最初に感染された方は引っ越しをされたというふうに伺っています。市民を守る立場の市長が、これは次からは書いてはいけないと私は思いますので、一言言わせていただきます。

以上で質問を終わらせていただきます。

**下村議長** 阿古市長。

**阿古市長** 私の市政報告をご覧いただきまして、ありがとうございます。記載しておくこと自体は、決してそんなに詳しくは書いておりません。何歳代と書かさせていただいて、県の報道発表並びに県のホームページではかなり詳しくは書いておりますが、そのような記載の仕方はしておりません。あくまでもプライバシーを観点に考えて記載をしているところでございます。ですので、ご指摘いただいたことについては、私自身の考えが間違っているという考えはございません。議員のほうからいろんな……。

(発言する者あり)

**下村議長** ちょっと時間を止めます。

**阿古市長** 反問してるわけですから、反問の時間を止めてくださいという話してはるので、止めていただいて結構ですよ。

(発言する者あり)

**阿古市長** どこまで話しましたっけ。じゃあ、ちょっと話があれですので、一部議員のご意見の中で反問ということなので、更にちょっと反問させていただきたいと思います。

今回の新型コロナウイルスの感染症につきましては、県内で最初の感染者が発生した1月28日に、実は葛城市では必要な部材の購入の検討並びに新型コロナウイルス対策調整会議を立ち上げた中での対応に入りました。その中で一番基準となった……。

(発言する者あり)

**阿古市長** 今は中継されてますね。よろしいね。じゃあ、続けさせていただきます。

対応についていろんなご意見いただきましたが、その対応について誤解がありますので反問させていただいてるわけでございます。

その段の考え方として、1つありました。新型コロナウイルスにつきましては、今回初め

てである大災害であるということ、その中で、日々情勢が変わった中での対応をするということ。その中で感染症が広がっていく、全国へ広がっていく中での一番基準になった考え方は、感染症リスクと警戒レベルのバランスでありました。ですので、近隣の市町村が各施設を閉じていかれた中でも、葛城市が3月いっぱい施設等を開けたというのは、まさにそこにごさいました。施設を閉じるということは、それなりに市民の皆様方のご利用を制限するということですので、感染症リスクが低い段階では使用していただくことが必要である、警戒レベルはその段階に来ていないという判断の下で、現場の職員のほうにはかなり安全対策でご苦勞をかけましたが、かなり遅くまで市民の皆様方にご利用いただいたということでごさいます。

ただ、先ほど部長が答弁いたしましたように、3月28日に中和保健所管内、これは葛城市ではごさいませんでしたが、感染者が出たということをもちまして、4月1日から急遽施設を閉館するという判断をさせていただいた。ただ、先ほど議員がご指摘のように、事前にそのようなふうなことですけども、新型コロナについては日々状況が変わりますので、その状況に合った対応を即座にしていくということが非常に大切なものでごさいますので、周りの市町村がどうであるからというのではなく、葛城市の状況がどうであるかということをも最前線に考えた中での判断をしていったということでごさいます。

それから、5月14日の緊急事態宣言が解除されたということにつきまして、施設の使用の開始が遅いのではないかとご指摘のごさいました。その中での話の中では、5月14日解除になる以前から、実は施設の閉館に向けての検討はいたしておりました。ただその中で、解除になった後、一番感じたことは何かと申しますと、高名の木登りの話でごさいます。いち早く閉館することは可能なんですけども、いかに、やはり……。

**下村議長** 市長、これ、ちょっと反問に対する答えじゃないから。

(発言する者あり)

**下村議長** 阿古市長、ほんなら。

阿古市長。

**阿古市長** 言葉だけ、じゃあ続けさせていただきます。

感染症リスクと警戒レベルのバランスを考えた中での対応を、そのたび、そのたびに取っておるということでごさいます。今回の感染症、緊急事態宣言が解除になった後の考え方といたしましては、先ほど一言で言いましたが、高名の木登りの考え方を根底に持っておるということでごさいます。

以上でごさいます。

**下村議長** 吉村優子議員。

**吉村優子議員** もう終わろうと思ってるんですけど、先ほどの年代と、それから性別を書かれたことに対して、報道どおりだからとおっしゃいましたけど、これ、全戸に配られてたら、本当に感染された方、実際に感染された方やご家族の方、見られるわけですよ。見られたときにどういう、だから、これを書いた意味が分からないんです。だからそういうことをやっぱり避けてくださいという。皆さん、やっぱりいろんなことでうわさをされたりして、嫌な思いを

されてるわけですから、そこは別に書く必要はなかったのではないかという思いで言わせていただきました。

もうこれで終わらせていただきます。

**下村議長** それでは、吉村優子君の発言を終結いたします。

次に、5番、松林謙司君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

5番、松林謙司君。

**松林議員** 皆様、おはようございます。公明党の松林謙司でございます。議長のお許しをいただき、これより一般質問をさせていただきます。今回、私の質問は、コロナウイルス感染の影響に伴う対策と支援に関する質問をさせていただきます。まず第1点目がマスク装着による熱中症対策について、第2点目が避難所におけるコロナウイルス感染防止対策について、第3点目が防災備蓄品の整備、拡充について、第4点目が葛城市独自の経済支援について、以上4点について質問をさせていただきます。

なお、これよりは質問席より行わさせていただきますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

**下村議長** 松林謙司君。

**松林議員** それでは、まず第1点目のマスク装着による熱中症対策についてお伺いをさせていただきます。

コロナウイルス感染拡大により緊急事態宣言が発令され、これに伴う外出自粛や休業要請など、国民一人一人の取組があり、感染の拡大を抑えるという一定の効果が確認され、その結果、一定の感染防止策を前提に社会経済活動の再開が一部容認され、自粛要請の緩和、縮小も徐々になされ、緊急事態宣言も解除されることとなりましたが、これに伴う緩みも懸念されるところであります。一旦収まった韓国ではクラスターがあり、中国の武漢でも都市閉鎖解除の後、1か月半ぶりに感染者が出ております。また、日本においても秋から冬に起こる可能性がある感染拡大第2波が心配されるところでございます。

今年の近畿地方の梅雨入りは、6月10日頃の梅雨入りとなり、一気に蒸し暑い日々が続いております。そして、この梅雨が明けると本格的な夏が訪れることとなりますが、この夏場にコロナウイルス感染が流行するののかという素朴な疑問も湧くわけではありますが、少し調べてみますと、一般的に呼吸器に影響を及ぼす感染症は、夏になると流行が少なくなります。例えばインフルエンザが冬に流行するのに対して、夏になるとほとんどインフルエンザにかかった患者さんがいなくなるというのがよい例であります。インフルエンザ含む飛沫感染で感染するウイルスは、高温多湿での感染力が弱くなると考えられております。日本は四季があり、6月の梅雨の時期から8月までは高温多湿の環境となるため、新型コロナウイルスの感染力が弱まる可能性が考えられます。しかし、新型コロナウイルスは熱帯地域でも感染者が確認されているということもあり、完全にウイルスを死滅させる可能性は低いと考えられます。実際にWHOも2020年4月22日、新型コロナウイルスは、今後長年にわたり地球上から消えることはないとの見通しを示しております。また近年、温暖化の影響もあり、日本では夏の暑さが増しております。そうするとエアコンを利用することが増え、エアコンの使用

によって夏でも室内が乾燥しているという場所もあります。これらに加えて、現在も研究段階である新型コロナウイルスが、夏になれば収束するという可能性を断言することはできないということになります。夏になれば、新型コロナ感染の影響は一旦収まるという根拠はないということであろうかと思えます。

したがって、現段階では夏場でもマスクの使用やソーシャルディスタンスを継続するなど、感染対策は必要となることが考えられます。私も含めまして、多くの人が夏場もマスクを使い続けるという経験をあまりされたことはないと思いますが、今回の新型コロナ感染防止策としてマスクが推奨される場所がありますが、ここで問題になりますのは、夏場にマスクを着用することで熱中症リスクはあるのかということでもあります。一般的に、夏場にマスクを使用することに慣れていない私たちにとりまして、最も注意していきたいのが熱中症でございます。夏場のマスクの使用は、熱中症のリスクを高めることが考えられます。

そもそも人は、夏になって気温が高くなり、体内に熱が籠もるようになると、汗をかいたり呼吸をして冷えた空気を体内に取り込んだりすることで熱を発散していき、体温調節を行います。ですが、マスクをしていると自分の呼吸によって温かい空気しか入ってこないため、呼吸で体を冷やすことが難しく、むしろ体温を上昇させてしまいます。また、顔の半分ほどがマスクで覆われていることによって、熱が籠もりやすくなります。このように熱が籠もりやすく発散しにくくなるのに加えて、マスクによる加湿で口の渇きを感じにくくなるため、熱中症に気づくのが遅くなり、マスクなしで過ごしていたときよりも熱中症になるリスクが高まると考えられます。

気象庁によると、今年の夏は平年並みか平年よりも高めであることが見込まれております。したがって、平年よりも熱中症のリスクが高まると考えるべきであります。特に、屋外での運動や作業時の着用では、熱中症のリスクが高まることが懸念をされます。

ここで伺いをさせていただきますが、ここ数年の熱中症の影響で体調を崩された方の人数と、年齢構成も分かればお示しをください。また、例年本市における熱中症対策はどのような取組をされておられるのか、お聞かせをください。

**下村議長** 森井保健福祉部長。

**森井保健福祉部長** 保健福祉部長の森井でございます。よろしくお願いたします。熱中症の影響で体調を崩された方の人数と年齢構成、及び熱中症対策についてお答えさせていただきたいと思えます。

葛城市の、熱中症で体調を崩されて救急搬送された人数でございますが、昨年度は33人ございました。また、県内の昨年熱中症にて搬送された方の人数につきましては、5月から9月に合計956の方が熱中症で救急搬送されております。このうち最も多い月は8月、次に7月となっております。年齢区分で見ますと、高齢者が約半数の446人となっております。例年の対策としまして、広報、防災行政無線、チラシ等配布による熱中症予防の啓発を行っておりますが、今年度につきましては、熱中症対策にマスク、換気等の感染防止の要素を盛り込んだ形にして広報での周知の頻度を増やすとともに、防災行政無線での啓発やチラシの配布、健康増進課と長寿福祉課、地域包括支援センターとの連携を図りながら、高齢者への周

知も図りたいと考えております。

以上でございます。

**下村議長** 松林謙司君。

**松林議員** ありがとうございます。環境省と厚生労働省は令和2年5月、令和2年度の熱中症予防行動として、新しい生活様式における熱中症予防行動として5つのポイントを挙げております。

1点目に暑さを避けるということで、暑さを避けるため室内でエアコンを利用する際、感染防止のため、換気扇や窓の開放による定期的な換気が必要となり、これに伴いエアコンの温度設定を小まめに調整することが大事である。

そして第2点目、適宜マスクを外す。基本、湿度の高い中でのマスクは要注意である。屋外で人と十分な距離（2メートル以上）を確保できる場合には、マスクを外す。着用時は、強い負荷のかかる作業や運動を避け、周囲の人との距離を取り、マスクを外して休息を取るようにと。3点目に、小まめに水分補給。のどが渇く前に小まめに水分補給。1日当たり1、2リットルの摂取が目安で、大量に汗をかいた場合は、塩分も忘れず取ることが大事である。

4点目といたしまして、日頃から健康管理が大事であると。体温測定、健康チェックを行う。体調が悪いときは無理をせずに休養する。

5点目としまして、暑さに備えた体づくり。やや暑い環境で、ややきつと感じる運動を毎日30分ほど行うことが推奨されております。

新型コロナ感染対策としてマスクの着用が定着化し、新しい生活様式の中で今年の夏を越さなければなりません。特に心配されるのは、マスクをしていると喉の渴きを感じない場合が多く、気がついたら熱中症になっている場合があるということであろうかと思えます。例年の夏場であれば熱中症を起こさずに過ごすことができた人たちも、マスクを着用したことにより、熱中症を引き起こすというリスクが高くなる可能性があります。私はマスク装着による熱中症防止対策として各自が、特にマスクを着用することにより熱中症になりやすいというリスクがあることを自覚して、各自で取り組む以外にはないと思えますが、行政として、特に今年の夏はマスクを装着することが多いということで、特に熱中症リスクが高まるということへの注意喚起、特に熱中症に対して警戒が必要な日などは、市民に対して防災行政無線で注意を呼びかけるなどの対応が大事であると思えますが、マスクを装着することで熱中症へのリスクが高まることへの対応策など、どのようにお考えか、阿古市長のお考えをお示してください。

**下村議長** 阿古市長。

**阿古市長** ご心配いただいて、本当に私自身もこの夏、果たしてどうなるのかというのが正直心配でございます。直近の情報ですと、抗体、抗原の保有率といいますが、それがまだ日本では1%に満たない状態であるということを考えますと、第2波が来る可能性が非常に高いということが予想されます。ただその中で、果たして夏場のコロナウイルスの感染症のリスクがどの程度であるのかということも、やはり考えていかないといけないのかなということやと思えます。基本的には、マスクをするのはうつらないためではなく、周りの人にうつさないため、その人が感染していたとき、知らずして感染していたときに、周りの人にうつさない

ためにマスクをするんだということを、改めて認識する必要があるのかなと思います。

それを考えますと、周りの人にうつさない状況であれば、マスクの使用の仕方というのは考えていく必要があるのかなというような思いがあります。これからマスクをつけていただいて外出される方が非常に多くなりますので、議員がご指摘のとおり、マスクを使っての外出並びに高温に対する熱中症の対策を取ってくださいという啓蒙・啓発は、行政の持っている全ての手段をもって市民の皆様方に伝えていく必要があるのだと思います。そのようにさせていただきたいと思います。

以上でございます。

**下村議長** 松林謙司君。

**松林議員** ありがとうございます。次に第2点目、避難所におけるウイルス感染防止策についてお伺いをさせていただきます。特にこの部分につきましては、先ほど吉村優子議員より新型コロナウイルス対応に配慮をした避難所の運営ということで、非常に重要な部分をお述べになりました。私のほうは、この部分につきましてももう少し具体的に提案をさせていただきたいと思います。また、話の中で多少重複する部分もあろうかと思いますが、よろしくお願いを申し上げます。

日本列島は本格的な梅雨、そして台風シーズンを迎えます。本市におきましても、毎年のようにその被害を受けております。新型コロナウイルスが収束しない中で感染を広げないため、自然災害にどのように備え、行動すべきか、内閣府は5月15日、災害時に避難する際の注意事項などをホームページに掲載をしております。内閣府は、災害時に避難所での感染を恐れて避難をためらわないように、危険な場所にいる人は避難をすることが原則であると強く訴えております。一方で、安全な場所にいる人まで避難所に行く必要はないとしており、小中学校や公民館だけではなく、安全な親戚や知人宅も避難先として考えることを提案しております。さらに、避難所ではマスクや消毒、体温計が不足することも想定されるため、避難時にこれらをなるべく携行することを推奨、また新型コロナ対策で自治体が指定する避難場所や避難所が変更、増設されている可能性があるため、災害時に自治体のホームページで確認することや、やむを得ず車中泊をする際の注意などを呼びかけております。

NPO法人環境防災総合政策研究機構の環境・防災研究所が4月、避難経験のある15都道府県の住民5,261人に聞いた調査結果によると、新型コロナ感染拡大が避難行動に影響すると答えた人は73%、影響を受ける行動として、「車中泊避難をする」が42%で最も多く、「避難所に行くが、様子を見て避難先を変える」、「感染防止対策をして避難所に行く」などが続きます。新型コロナウイルスが収束しない中で自然災害が発生した場合、避難をして身の安全を確保しなければならないときに、避難所での感染を恐れて避難をためらうことへの心配があります。したがって、避難体制、避難所の環境などにつきましても、極力3密を避けるための配慮が必要となってまいります。現在、本市の指定避難所は14か所あると思いますが、発災時に14か所の指定避難所で何人の被災者を収容する計画なのか。収容可能人数、またコロナ感染対策のため、ソーシャルディスタンスを考慮した場合の収容可能な人数は何人になるのか、概算何人ぐらいになるのか、教えてください。

下村議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 総務部の吉村でございます。ただいまの質問にお答えをさせていただきたいと思いません。

まず1つ目の質問でございますが、葛城市地域防災計画におきましては、指定避難所の14か所におきまして、収容可能人数は1万820人となっております。

それから、次に2つ目の質問についてでございますが、先ほどの吉村議員の答弁でもございましたように、国から一定の指針が示されております。そういったものを考慮いたしまして計算したものでございますが、現在の防災計画上では、指定避難所の収容可能人数については総床面積を基に3.3平方メートルに2人という計算を行っております。ただし、當麻スポーツセンターを除きます市民体育館、新庄スポーツセンターや各小中学校の体育館、それから室内運動場の面積を基に計算をさせていただいておるところでございます。

新型コロナウイルス対策のためのソーシャルディスタンスということでございますが、それを考慮した場合の収容可能人数は、家族単位で2メートル四方の間仕切りをした上に、ソーシャルディスタンス確保のため、それぞれの間仕切りの間隔を1メートルから2メートル取って配置するというようになっておりますので、地域防災計画上の収容可能人数の約2割程度になろうかというふうに思っておるところでございます。

下村議長 松林謙司君。

松林議員 ありがとうございます。間仕切りや段ボールベッドでの距離の確保、また他の施設等への分散避難の体制の確保が急務であろうかと思えます。

現在、これらの対応を迫られた自治体があります。熊本県美里町は5月16日、局地的に大雨に見舞われ、町内4か所で避難所を開設いたしました。町では入り口での検温や健康状態の確認、37度5分以上の発熱がある人を別室に誘導することを決めたほか、間仕切りの準備を進め、住民には車中泊の検討も呼びかけたとあり、同町の防災担当者は、今回、幸いにも避難者はゼロであったが、大規模災害で避難者が殺到した場合、入場時の検温や問診は可能であったらうかと不安を口にしたとあります。一方、昨年の台風10号、19号では甚大な被害が出た千葉県南房総市は、4月20日の避難所運営マニュアルに新型コロナへの対応を追加しております。これから本格的な梅雨の時期を迎え、集中豪雨による土砂災害や浸水被害の発生が各地で警戒され、また地震災害もいつ発生するか分かりません。

本市におきましても、新型コロナウイルスの感染防止策を含めた避難所の整備が急がれるところであります。感染防止や3密を避けることが基本となりますが、過去の大規模災害では避難所に入りきれないほど住民が避難してきたケースも少なくありません。避難所の過密を抑制するため、避難先の分散避難が重要になってまいります。これまで避難所としてきた体育館などのほかに、利用できる施設がないのかということも検討されることとなります。大事になってまいります。本市には、県の施設であります昭和58年に開設をされた社会教育センター、宿泊棟、研修棟があります。この部分につきましては、先ほど吉村優子議員もお述べになりましたけども、私もここでちょっと提案させていただきます。昭和58年の開設ですので、新耐震基準は満たしている施設ではなかろうかと思えます。しかし、稼働率の低さ、

老朽化や利便性の低下により、令和3年4月1日より休館となる施設であります。

本年も今から本格的な梅雨の時期を迎え、集中豪雨、台風の時期を迎えます。地震災害もいつ起こるかもわかりません。避難所での3密をどうやって防ぐのか、喫緊の課題であります。発災時に、この社会教育センターを県より借り上げをして避難所として活用し、分散避難、3密を抑制することも、市民の安心と安全を守る上で大事なことであろうかと思えます。同施設が使用できるのは令和3年3月までです。それ以降の避難所、避難体制等につきましては、それまでの間にしっかりと検討していただき体制を決めるべきであらうかと、このように思いますが、このことに対する阿古市長のお考えを、また具体的な対策等ありましたらお示しをください。

**下村議長** 阿古市長。

**阿古市長** 避難所の問題というのは、かなり難しくなるのかなと考えております。従前の避難の在り方に、新たに新型コロナウイルス感染症の、その状況における避難をどうするのかという、更に加わった考え方になると思えます。今現在、葛城市の場合はアルコール、マスク等、検温器等の物資についてはほぼ確保できている状況でございます。ただ、避難所の在り方としては2つ、考え方を区別すべきなのかなと思っております。

まずは事前避難の在り方、例えば、葛城市におきましてはここ数年、年に5回ほど避難準備、もしくは避難指示を出させていただいたときに、2か所に住民の皆さんが避難をさせていただいております。1か所はいきいきセンター、1か所はゆうあいステーションでございます。大体50人から70名の方、市民の皆さんが避難をさせていただいております。その避難の在り方につきましては、ほぼ新型コロナウイルス対応型の避難ができるであろうという考え方を持っております。先ほど申し上げましたように、安全を目指すための物資等の準備、それと、この部分につきましてはもう事前に検討しておるところでございますが、スクリーンをどうするのかという、避難所が1つの空間じゃなくて、区切られた空間にするべきではないかという考え方について、今現在行政内部で、ある一定の方向での段取りをしているところでございます。またそれが最終決定になりましたら、ご報告させていただくことができると思えます。

それと避難所として、今度は災害時の、災害が起こったときの避難所の在り方、先ほど避難すべき避難所の箇所数と、そこに従前の状況下では約1万人の避難ができるということをご報告させていただきましたが、コロナウイルスという新たな災害の中で、それが約20%、2,000人ぐらいの人数しか避難ができないという状況に、更に厳しい状況になります。なかなか3万7,430人の方の避難所の確保というのは難しゅうございます。ただ、どの程度、やはり災害の種類規模によって避難される方の人数は変わってくると思えますけれども、どちらにいたしましても新型コロナウイルスの今の現状の中では、持っている避難所だけでは足りない。議員ご指摘のいろんな施設をという考え方は、当然持っていくべきではあると考えております。その中で、行政の中で検討しておりますのは、小学校、中学校の校舎そのものを、体育館だけではなく校舎そのものを、災害の種類によっては活用する必要があるのではないかという検討は、行政内部でしているところでございます。もしかすれば、過去の一般

質問の中でもそのような趣旨のことはご返答させていただいているのかもわかりませんが、ある一定の人数を、やはり避難するという場所としては、ご親戚に移動していただくのも1つ、災害の種類によっては自宅にとどまっていたいただくのも1つ、それと、広域避難所に移っていただくのも1つというような幅広い避難の在り方、避難所の在り方を考えていく必要があるのではないかという認識でございます。

以上でございます。

**下村議長** 松林謙司君。

**松林議員** ありがとうございます。

次に第3点目、防災備蓄品の整備、拡充についてお伺いをさせていただきます。防災備蓄品は、自治体、企業、家庭、個人によって目的が異なるので、内容や量について違いがあるかと思いますが、まず本市における防災備蓄品の整備、保管状況についてお伺いをさせていただきます。本市の指定避難所は14か所指定されておりますが、それぞれの避難所に防災倉庫があり、備蓄品が保管をされているのかどうか、また発災後、14か所のそれぞれの指定避難所で被災者に対して備蓄品を効率よく分配、配布するために、どのように防災備蓄品の配置をして保管されているのか、また、調達方法を計画されておられるのかをお聞かせください。

**下村議長** 吉村総務部長。

**吉村総務部長** 総務部の吉村でございます。ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目でございます。防災倉庫につきましては新庄、それから當麻の両庁舎、それから白鳳中学校を除きます各小中学校の敷地内、もしくはその周辺に6か所、それから消防団第3分団の屯所敷地に1か所、そして山麓地域で指定避難所や他の防災倉庫の設置場所から一定の距離があることから、笛吹と平岡の2か所に周辺大字との共有の防災倉庫を設置しておりまして、合計11か所を設置いたしておるところでございます。

なお、白鳳中学校の避難所につきましては當麻庁舎の倉庫、それからゆうあいステーションにつきましては當麻小学校付近の倉庫、それから市民体育館につきましては新庄中学校敷地の倉庫、いきいきセンターにつきましては、消防団第3分団の屯所敷地の倉庫をそれぞれ利用することとなります。ただし新庄スポーツセンター、それからコミュニティセンターの付近には防災倉庫はございませんので、今後設置計画を進めたいというふうにお考えおるところでございます。

それから2点目でございますが、各防災倉庫への備蓄品の配分についてということでございますが、非常食ですとか保存水につきましては、対象指定避難所の収容可能人数に基づきまして備蓄を進めております。ただし、その中で発電機ですとかチェーンソー等の備品関係につきましては、平時の維持管理ですとか保守点検作業が必要なため、両庁舎の防災倉庫に配備をいたしておる状況でございます。

**下村議長** 松林謙司君。

**松林議員** ありがとうございます。今後、防災倉庫の整備、更なる備蓄品の整備と拡充をよろしくお願いを申し上げます。

避難所におけるコロナウイルス感染防止策として、マスク、アルコール消毒液、非接触型の体温計、避難所での3密を防ぐための間仕切りと段ボールベッドなどの5品目は、本市の備蓄品として整備、拡充すべき重要な品目であろうかと思いますが、今挙げさせていただきました5品目の整備状況と、今後の整備計画をお聞かせください。

**下村議長** 吉村総務部長。

**吉村総務部長** ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

まず、マスクについてでございますが、以前からの備蓄では約1万枚でございました。今回のコロナウイルス感染拡大防止対策といたしまして順次計画的に備蓄量を増やし、感染拡大防止に必要なところに配布を行っておるのが現状でございます。現在、緊急事態宣言が解除されておるわけでございますけれども、今後第2波に向けた対策ですとか、コロナウイルス感染症の収束後も災害時に活用できるマスクといたしまして、約3万枚から5万枚程度を目標に備蓄を計画しておるところでございます。

次にアルコール消毒液につきましては、今回のコロナウイルス感染症の発生当初から計画的に調達、配備を進めており、今後は各公共施設における手指消毒ですとか施設の衛生管理対策といたしまして、一定量のアルコール消毒液の備蓄を行いたいというふうに考えておるところでございます。また、体温計につきましては非接触型体温計を各公共施設並びに市役所の各部署に配備をいたしておるところでございますが、災害時の避難所開設時にはその体温計を持参してということで、対応が可能な台数は既に確保できているという状況でございます。

それから最後に、3密の対策としての簡易間仕切り、それから段ボールベッドということでございます。こちらにつきましては、備蓄をいたしますと品質がどんどん劣化するという課題もございますので、民間事業者との連携によりまして災害時にできるだけ速やかに調達することとし、備蓄品としての計画は今のところいたしておらない状況でございます。

**下村議長** 松林謙司君。

**松林議員** ありがとうございます。避難所での新型コロナウイルス感染防止のためには、必要不可欠な品目であります。今後感染防止拡大の波も、第2波、第3波も懸念されるところであります。また、将来の防疫対策のためにも、今後備蓄品として備えられるべき品目であろうかと思っております。

また、今挙げさせていただきました避難所でのコロナウイルスの感染防止のためのマスクをはじめとする5品目以外に、乳児用液体ミルク、女性用の生理用品、この2品目があります。災害時の女性のニーズに基づくものです。阪神淡路大震災と東日本大震災で亡くなった人数は、女性の方が男性を上回っております。また、過去の災害においては様々な意思を決定する過程において、女性が参加することが不十分であったとされております。防災におきましても、更に女性からの視点と要望が尊重され、反映されるべきでございます。

ここで伺いをさせていただきますが、乳児用液体ミルク、女性用生理用品の2品目の備蓄状況と、今後の計画を教えてください。

**下村議長** 吉村総務部長。

**吉村総務部長** ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

まず、乳児用液体ミルクにつきましてでございますが、備蓄数量と、それから計画的な乳幼児健診時の活用数量、こういったものの調整を図りながら一定程度の備蓄と、それから災害協定に基づく物資調達ができるよう、関係部署と協力を進めておるところでございます。

また、女性用生理用品につきましては、平成28年度に1パック43枚入りを90パック購入し、備蓄をいたしておるところでございます。なお、この生理用品の発注仕様書では、10年間の長期保存に耐える密封包装での納品をいただいております。

以上です。

**下村議長** 松林謙司君。

**松林議員** ありがとうございます。今後の防災備蓄品につきましては、特に新型コロナウイルス感染対応に対する備蓄品、そして災害時の女性のニーズに沿った備蓄品のさらなる整備、拡充をよろしくお願いを申し上げます。

ここで改めてお伺いをさせていただきます。防災備蓄品の保管と管理についてであります。基本的に1つの避難所に1つの防災倉庫、ここで防災備蓄品の保管と管理をするのが、発災後の避難所における初動体制の面におきましても効果的で最良の方法であろうかと思っておりますが、このことに対する阿古市長のお考えをお示してください。

**下村議長** 阿古市長。

**阿古市長** 議員のご質問にお答えいたします。

市内14か所の避難所にありまして、2か所防災倉庫がないということでございます。新庄スポーツセンターにつきましては今年度耐震計画を入れておりますので、耐震補強も図りながら防災倉庫も新たに、やはり設置すべきだと思っております。それとコミセンにつきましては、防災倉庫でいくのか、コミセンそのものの中の空間を使うのかということは、また検討したいなと思っております。

それと、あと女性の方に優しい避難備蓄品の在り方、議員ご指摘いただきました、どの程度の必要量があるのかということをもまず算出なささいという話をしております。例えば乳幼児の液体ミルクについては、年間葛城市では約300人の子どもさんがお生まれになる。それを考えますと、何歳児までのミルクが要るのかというような具体的な数字をカウントして準備すべきであろうと。それと、やはり生理用品につきましても、女性の方の人数がどれぐらいあって、どれぐらいの期間でどれぐらいの量が要るのかということもカウントして、それを備蓄する考え方に変えないといけないというような話をしているところでございます。マスクのように人口掛ける何枚というようなカウントの仕方、行政として、だからこれだけの数を備蓄してるんですよということが明確にお答えできるような形にすべきだと考えております。

以上でございます。

**下村議長** 松林謙司君。

**松林議員** ありがとうございます。どうか市民の安心と安全のために、防災倉庫も含めまして防災備蓄品の整備、拡充をよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、最後の質問となります。第4点目の、葛城市独自の経済支援についてお伺いをさせていただきます。新型コロナウイルス感染拡大に対応するため、その医療対策として緊急事態宣言が発令され、不要不急の外出を控えることを求める外出自粛規制が出されました。防疫のために仕方のないことではありますが、人と物の動きを遮断することであり、すなわち、国内の経済活動を抑制することであり、経済にブレーキをかけることでもあります。このことにより中小の企業や、また個人で事業を営む事業者に影響が出ております。業種としては食品製造販売、レストラン、飲食店、宿泊観光業、アパレル販売など、インバウンド需要と消費者対象の小規模零細企業が圧倒的に多くなっております。

コロナ禍の中、国民の生命と健康、生活を守るため、様々な支援策も出されております。例えば、個人の生活を支援する定額給付金ではありますが、当初の政府案では所得が激減した世帯に30万円を給付する制度でありましたが、しかし日ごとに事態が変化し、外出自粛の要請もあって、影響は全国民に及んでまいりました。しかも、その当初の30万円給付案は制度も複雑であり、給付金を受け取れる人とそうでない人とで分断が生じる可能性があります。いくら簡易な手続にしても、資格がありながら受給できない人も出ることが懸念されました。新たな状況に即した政策でなければ、国民の理解は得られないと公明党は判断をいたしました。異例なことではございましたが、公明党の山口代表が安倍首相に1人一律10万円の給付を直談判したことにより、このたびの特別定額給付金一律給付となったわけでもありますけれども、ここで改めてお伺いをさせていただきます。

本市における特別定額給付金の申請及び給付状況、また貸付制度、緊急小口資金、総合支援資金の利用状況、そして本市における新型コロナウイルス感染症に関するセーフティネット保証4号、5号、危機関連保証の申請状況と給付状況について教えてください。

**下村議長** 吉村総務部長。

**吉村総務部長** 総務の吉村でございます。私のほうからは特別定額給付金についての申請及び給付状況についてということで答弁をさせていただきます。

皆さんご存じのとおり、特別定額給付金の制度は紆余曲折ございましたが、最終的には新型コロナウイルス感染症に係る緊急経済対策におきまして、新型インフルエンザ等対策特別措置法の緊急事態宣言の下、生活の維持に必要な場合を除き、外出を自粛し、人と人との接触を最大限削減する必要があると。それから、医療現場をはじめとして全国各地のあらゆる現場で取り組んでおられる方々への敬意と感謝の気持ちを持ち、人々が連帯して一致団結し、見えざる敵との闘いという国難を克服しなければならないというふうに示され、そのため感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うことを目的というふうにされておるところでございます。

葛城市におきましても、議会の方のご理解、ご協力により早期に臨時会を開催いただき、特別定額給付金関連予算を可決いただいたところでございます。そういったことから、一日も早く家計にお届けできるよう5月1日からオンライン申請を受け付け、それからゴールデンウィーク中に申請書ですとかチラシなどの封入作業を行い、5月11日に各ご家庭に申請書を発送したところでございます。今回の給付対象者は、令和2年4月27日現在で葛城市の住

民基本台帳に登載されている方が対象でございます。

なお、申請者はその世帯主となっております。対象人数につきましては3万7,456人、世帯数で言いますと1万4,982世帯でございます。なお6月12日、先週金曜日現在の定額給付金の申請件数、それから口座等への振込状況についてご報告を申し上げます。申請受付件数につきましては、1万4,443世帯で全体の96.4%。それから給付済みの件数でございますけれども、1万2,036世帯で80.3%となっております。金額ベースにおきますと30億7,410万円の給付が終了いたしておるところでございます。

**下村議長** 森井保健福祉部長。

**森井保健福祉部長** 保健福祉部の森井でございます。私のほうからは緊急小口資金、総合支援資金について答弁させていただきます。

まず緊急小口資金、総合支援資金の低所得者向けの生活福祉資金の貸付制度につきましては、社会福祉協議会で実施しております。その緊急小口資金の貸付けについてでございますが、令和2年3月20日より、今回の新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための資金を必要とする世帯に対して、緊急小口貸付制度の特例措置を実施しております。特例措置の主な拡充内容としましては、貸付上限額10万円以内を20万円以内に、据置期間2月以内を1年以内に、償還期限1年以内を2年以内に、そして貸付利子は従前同様、無利子であります。利用状況につきましては、令和2年6月12日現在、相談件数120件、申請件数83件、決定件数72件となっております。

次に、総合支援資金についてでございますが、先ほど述べました緊急小口資金の貸付利用後も引き続き新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯に対し、総合支援資金貸付制度の特例措置を実施しております。こちらの特例措置の主な拡充内容としましては、貸付上限額、貸付期間は従前同様でございます。単身世帯月額15万円以内、2人以上が月額20万円以内、そして貸付期間は3か月以内、据置期間6月以内を1年以内と変えております。償還期限は従前同様10年以内、貸付利子は保証人の有無により無利子または年1.5%であったものを、一律無利子となっております。現在の利用状況につきましては、令和2年6月12日現在、相談件数72件、申請件数36件、決定件数25件となっております。これらを通じて、非正規の方や個人事業主の方を含めて生活に困窮された方のセーフティーネットを強化するとともに、生活困窮者の自立支援機関であります葛城市社会福祉課と連携を密に行い、きめ細かな支援を行っております。

以上です。

**下村議長** 早田産業観光部長。

**早田産業観光部長** 産業観光部の早田でございます。どうぞよろしく申し上げます。私のほうからはセーフティーネット保証4号、5号、または危機関連保証についてご答弁させていただきます。

新型コロナウイルス感染症に関するセーフティーネット保証4号、5号、または危機関連保証につきましては、それぞれ中小企業信用保険法第2条第5項第4号、中小企業信用保険

法第2条第5項第5号、中小企業信用保険法第2条第6項に規定する保証制度のことであります。制度の違いは、最近1か月の売上高が20%、5%、15%以上減少している場合、保証料の免除や、低金利での融資を受けることができる制度です。令和2年6月12日現在、セーフティーネット保証4号が82件、5号が65件、危機関連保証が245件となっております。1事業所で複数の申請ができますので、申請事業所数は307件であります。

以上でございます。

**下村議長** 松林謙司君。

**松林議員** ありがとうございます。新型コロナウイルス感染の影響により、本市におきましても市職員の皆様の事務手続等の献身的なご努力により、多くの市民の皆様が特別定額給付金の申請をされ、給付を受けることができました。また一方で貸付制度を必要とされる、困っておられる方々もまだまだおられるということでもあります。本市におきましても、本市独自の支援策として既に全世帯に対してマスクの配布をされ、また様々な支援策も計画をされております。様々な自治体でも独自の支援制度が設けられております。

少し紹介をさせていただきますと、山形県大江町、地域経済対策、町民に一律3,000円の商品券を配布。これは4月下旬に各世帯に引換券を郵送されました。和歌山県那智勝浦町、緊急の経済対策、全町民を対象に、町内で使用できる一律3,000円の商品券を配布。山口県長門市、助け合い応援券としまして、全市民を対象に一律5,000円の応援券を配布。市内のホテルや飲食店、タクシーで使用できる券など、それぞれの自治体ならではの経済対策を実施されておられるところも多くあります。

本市におきましても、本市限定のプレミアム商品券、また本市限定の商品券を全戸に配布するなどの支援策を講ずることも意義のあることではなかろうかと思いますが、本市における地域経済の回復に対する阿古市長のお考えをお示してください。

**下村議長** 阿古市長。

**阿古市長** ありがとうございます。葛城市独自でセーフティーネットの予算を、今6月定例会に上げさせていただいてるところでございます。また後ほどご審議を賜りますので、その件につきましてはあえてこちらでは申し上げません。考え方だけ伝えたいと思います。

まず今回の新型コロナウイルスの感染症につきましては、まだ始まったばかりであるという認識をしております。まず初期の初動としては安全対策に、葛城市としては万全を期した。その中で第1波のほうはほぼ、現在緊急事態宣言も解除された中で、セーフティーネットのほうに軸足を移した形に変えてきているというのが、今の実情でございます。しかしながら、第2波の安全対策も忘れることなくしていく必要がある。その中で、今回のこの新型コロナウイルスの影響といいますのは、長期間にわたって影響が出るものという認識を持っております。それは経済的な面にかかわらず、例えば保育の場面であったり、介護の場面であったり、教育の場面であったり、生活様式そのものの変化、もしくは生き方そのものの変化を及ぼすぐらいの、未曾有の大災害であるということ認識いたしておる次第でございます。といいますことは、更に今後数年にわたり行政は行政として何をすべきなのか、市民の皆様にはセーフティーネットとして何をすべきなのかということを考えていかないといけないと

いう認識を持っております。議員ご指摘の手法も1つの方法だとは認識しておりますが、1つに限らずいろいろな手法を模索する中で、今回の新型コロナウイルスの大災害をどのように収束に持っていくのか、共生する状況に持っていけるのかということを探求していく覚悟でございます。

以上でございます。

**下村議長** 松林謙司君。

**松林議員** ありがとうございます。大切なことは地域経済の回復のために、新型コロナ感染の影響で経済的に厳しい状況となっている地域の中小・小規模事業者の方々に実効性のある支援策がスピード感を持って届くように、よろしく願いを申し上げます。

緊急事態宣言も解除となりましたが、状況によっては感染拡大の第2波、第3波も心配されます。新型コロナとの戦いは長期化することが予測されます。コロナ禍の影響により、多くの困っておられる人がおります。皆が安心して暮らせる日常と一日も早い収束を目指し、頑張ってもらいたいと思います。

以上をもちまして、私の一般質問を終了させていただきます。本日はありがとうございます。

**下村議長** 松林謙司君の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後0時00分

再 開 午後1時30分

**増田副議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長所用のため、私が代わって議長の職務を行います。よろしく願いを申し上げます。

7番、内野悦子君の発言を許可いたします。一問一答方式で行われます。

7番、内野悦子君。

**内野議員** 皆様、こんにちは。公明党の内野悦子でございます。まず初めに、新型コロナウイルスによりお亡くなりになられた方々に、心よりご冥福をお祈り申し上げます。そして感染拡大により生活への影響を受けていらっしゃる地域の皆様へ、心からお見舞い申し上げます。

ただいま議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。質問は大きく2点です。1つ目はGIGAスクール構想の早期実現について、2つ目は安全対策について。

これよりは質問席より行わせていただきます。

**増田副議長** 7番、内野悦子君。

**内野議員** それでは、よろしく願いいたします。

2月に示されたGIGAスクール構想は、学校ICT環境の抜本的な改善と、ICTを効果的に活用し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びやや、創造性を育む学びの実現を目指し、子どもたちに1人1台のコンピューター端末と学校の高速大容量の通信ネットワークを整備することが打ち出され、本市においても3月議会の補正予算で計上され、可決されたことは高く評価をいたします。新型コロナウイルスによって臨時休校が長引いたことで、文科省は情報端末を活用して子どもたちの学習を保障し

ようと、これまで令和5年度までの整備を前倒しし、本年度中に実現を目指す方向となりました。改めてGIGAスクール構想の概要と、ネットワーク整備の進捗状況をお尋ねをいたします。

**増田副議長** 吉井教育部長。

**吉井教育部長** 教育部長の吉井でございます。よろしくお願ひいたします。ただいまの議員の質問に対しまして、お答えさせていただきます。

GIGAスクール構想では校内通信ネットワーク事業として、より効率的なネットワーク環境設計によりネットワーク機器を増強し、かつ既存のLAN配線をできる限り高規格に整備いたします。また、タブレットを充電しながら収納するキャビネットを整備してまいります。また1人1台の端末整備を、当初計画から前倒しにより令和2年度中に実施する予定をしております。現在は校内通信ネットワーク整備に向けた事務手続を進めており、手続完了後に着手してまいります。また、端末につきましても本会議で補正予算議案を提出させていただいており、購入について順次進んでいける準備を進めている状況となっております。

以上です。

**増田副議長** 内野悦子君。

**内野議員** 今議会が可決しましたら、きっと急速に進むことを期待しております。本当に一日も早く実施ができるよう、よろしくお願ひをいたします。

3月議会では、1人1台の端末について令和5年度までに購入していくとのことで、440台分の当初予算でしたが、前倒しにより今年度内には1人1台の端末を整備することになりました。今後の購入予定と、内容についてお伺いをいたします。

**増田副議長** 吉井教育部長。

**吉井教育部長** 教育部長の吉井でございます。ただいまの議員のお問ひに対しましてお答えさせていただきます。

全体の基準台数におきましては、令和元年5月1日現在の児童生徒数を基準としておりまして、3,459台となっております。このうち、当初予算に440台分を計上しておりますので、今回の前倒し分といたしましては、基準台数から当初予算計上の440台を除いた3,019台につきまして、今年度中の購入を予定しております。

なお、導入予定の機器といたしましては、小学校にはiPadを、中学生にはChromebookという、両機種ともキーボードを附属するものとなっております。

以上です。

**増田副議長** 内野悦子君。

**内野議員** 今年度中には小学校にはタブレット端末を、また中学校にはChromebookで、これはミニノートパソコンだと、このように認識をしております。それぞれのキーボードを附属し、児童生徒全員に今年度中に購入をしていただくということですが、先生たちも同じものを使用することとなるのかと思いますが、教員についての端末はどのようにお考えですか。

**増田副議長** 吉井教育部長。

**吉井教育部長** 教育部長の吉井でございます。ただいまのお問ひに対しましてお答えさせていただきます。

ます。

教員の端末につきましては、今回のGIGAスクール構想事業には含まれていないことから、同じ機器を使用した学習指導を行うか等の学校からの意見を聴取いたしまして、今後検討いたしてまいりたいと思います。

以上です。

**増田副議長** 内野悦子君。

**内野議員** まだこれから検討されるということですが、他の自治体では教師の端末も、子どもたちと同じ地方創生交付金を活用して購入していると聞いております。本市においても、そこはしっかりとご検討ください。GIGAスクール構想の円滑な実施をするために、学校や教師に対する手厚い支援が必要となります。教師を支援するICT支援員の確保は、有効な手だてと考えます。内容と今後の計画についてお尋ねをいたします。

**増田副議長** 吉井教育部長。

**吉井教育部長** 教育部長の吉井でございます。ただいまご質問に対しましてお答えさせていただきます。

ICT支援員は、学校において校務支援システムやパソコン教室等、日常的なICT機器活用の支援や、ICTを活用した授業計画の作成支援等業務を行う支援員となっています。今年度は児童生徒用の端末配備、プログラミング教育教材の配備等を行う予定ですので、既設機器に加えましてそれぞれの使用方法、活用方法等についての提案、支援を行い、各校を2週間に1回程度、訪問時は1日勤務となりますが、訪問する計画としております。

以上です。

**増田副議長** 内野悦子君。

**内野議員** これらの事業も大変必要と考えますので、早急に計画のほうもよろしく願いいたします。

一方、学校のICTが進まない理由の1つに、教師がICTの操作ができないことなども原因の1つと指摘をされております。ICT人材確保、またICT活用教育アドバイザーの活用事業の中には、人材の紹介、派遣等を行っております。事業者等に関する情報提供など、自治体から相談受付を開始されております。国の補助も2分の1出てる、このGIGAスクールサポータースタッフについての活用はされないのでしょうか、お尋ねをいたします。

**増田副議長** 吉井教育部長。

**吉井教育部長** 教育部長の吉井でございます。ただいまのお問いに対しましてお答えさせていただきます。

GIGAスクールサポーターとはということで、文部科学省が令和2年5月11日付で公開しております令和2年度補正予算概要説明資料の中で、学校のICT環境整備の設計、工事・納品における事業者対応、端末等の仕様マニュアル・ルールの作成等を行う者とされており、特にICT技術に知見を有する者とされております。GIGAスクールサポーターにつきましては補助額の上限に定めがありますことから、ネットワーク工事、端末導入のスケジュール等、GIGAスクールサポーター導入に係る費用を鑑みながら、今後準備を進めさせていただきます。予定でおります。

以上です。

**増田副議長** 内野悦子君。

**内野議員** 国がこのように第2次補正で上げていただいておりますので、本市においても活用していただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に、コロナ禍の中で学校現場においては大変にご苦労していただいたことと思います。

この臨時休校中における児童生徒の学習方法についても、若干お聞きをさせていただきます。

**増田副議長** 吉井教育部長。

**吉井教育部長** 教育部長の吉井でございます。ただいまのお問いに対しましてお答えさせていただきます。

臨時休業中の課題といたしましては、小学生、中学生ともほとんどが紙への印刷物が学校から配付されておりましたが、中学3年生につきましては、一部県から配付されましたDVDを用いた課題を使用しておりました。

以上でございます。

**増田副議長** 内野悦子君。

**内野議員** 本市の小中学校では、部長の答弁の中に、教科書や紙の教材の活用をされてたということでございますが、また中学3年生においては県からの配付のDVDを活用されたということでございます。どちらも一方通行型の指導でございます。オンラインを活用し、同時双方向型の授業をされたところもあると、このように伺っておりますが、これは極めて低い実施率でございました。私は精いっぱい努力をされたのだと評価をしたいと思います。今後、やはりオンラインの授業の事例の中にも同時双方向型、そして動画配信型、オンライン教材活用型と3つの事例がございますが、同時双方向型、これは教師と児童生徒がテレビ会議システムなどを利用して、リアルタイムで映像と音声をつないで授業をするものでございます。ここを目指していただければなど、そのように思います。

子どもたちはプリントを配付されたものの、子どもたちはしばらく頑張ったとしても、頑張り続けることは難しいという心配も出ています。私のほうへも様々、お母さんから学習について心配だとのお声があり、文部科学省のホームページ、子どもの学びの応援サイトなど紹介をしましたが、なかなか一方通行では続かないのが現状でございました。学びの機会の格差については、オンライン授業を始めればだんだん縮まると思います。このオンライン授業を開始するには、各ご家庭のインターネット環境整備が必要ですが、ネット環境の調査はされたと思いますが、その状況と、インターネット環境のないご家庭にどのような対応をされるのか、お尋ねをいたします。

**増田副議長** 吉井教育部長。

**吉井教育部長** 教育部長の吉井でございます。ただいまのお問いに対しまして、お答えさせていただきます。

こちらのインターネット環境に対しましては、5月初旬に保護者向けアンケートといたしまして「インターネット環境について」、「使用できる端末について」、「DVDの閲覧の可否について」の3点についてのアンケートを実施いたしました。このうち、「インターネット

環境について」ではパケット通信のみということで、動画閲覧に十分な容量がないという方、またインターネット環境がないというご家庭の方が、全小学生2,368人のうち74人、3.1%がないということ、また中学生におきましては1,103人のうち24人、2.1%がないということの結果が得られました。このようなご家庭についての対応につきましては、今後検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

**増田副議長** 内野悦子君。

**内野議員** 今、部長のほうから、おおむねネット環境がそろってないご家庭の方は100名ほどあったと思います。このネット環境が整っていないご家庭の状況を今、聞かせていただいたんですけども、国の補正予算には家庭学習のための通信機器整備支援などもございますので、ぜひ補助金も活用しながらご検討いただきますよう、お願いいたします。そして、誰一人取り残すことのないよう、よろしく願いをいたします。

当然のことながら、通信機器には通信料が発生をいたします。2次補正に、要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金の補助対象費目に追加をされた予算計上がされております。私は要保護児童生徒だけではなく、それに準じる準要保護世帯においても要保護同様、市で対応していただきたいことを強く要望いたしておきますので、どうかよろしく願いをいたします。

前後するんですけれども、このことはこども未来創造部の井上部長に質問をいたします。今回のように休校が続くと、家庭で過ごす児童もいれば、学童保育で過ごす児童もあります。学童保育のネットワーク環境についてお尋ねをいたします。

**増田副議長** 井上こども未来創造部長。

**井上こども未来創造部長** こども未来創造部の井上でございます。よろしく願いいたします。ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

5つの学童保育専用施設におきまして、現在インターネットの接続環境は整備されておられません。学校の臨時休校が万一発生した場合には、学童保育におきましてもパソコンを使った宿題や、インターネットによる学習の場面などが想定されるところでございます。そのような場合には教育現場と連携を図り、環境が整った学校施設をお借りすることや、学童保育専用施設のパソコン環境の整備も含めて、今後の対応を検討してまいります。

以上でございます。

**増田副議長** 内野悦子君。

**内野議員** 学童保育所の事務処理など、ICTシステムを活用することで事務の負担も軽減できると思います。これも処遇の改善につながるのではないかなと思いますので、今後対応を検討するというのであれば、ぜひ進めていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。そして今後、新たに建設される学童保育所には設置をしていただきたいことも要望をさせていただきます。

それでは最後に、1問目の最後に市長にお聞きをさせていただきます。今回のコロナ禍では、学校における指導方法は一方通行型の指導が大半でございました。中にはオンライン授

業の事例が、先ほども申し述べましたが3つございます。この3つも全てやっていただき、同時双方向型であるオンライン指導を実施していただきたい。また、この双方向型を実施しているところもありました。数は本当に少ないんですが、このオンライン授業は地域の格差が生まれるとの指摘もあります。今後コロナウイルスの第2波を見据え、再び休校になった場合、本市においても端末によるオンライン授業の双方向型を取り入れる学習をお願いしたいと思いますが、市長のお考えを伺います。

**増田副議長** 阿古市長。

**阿古市長** まず、私が果たしてその教育現場のことにお答えしていいのかということは疑問を感じております。ただ議員のほうが、あえて市長ということでお問い合わせですので、あくまで私見としての答弁とご理解をいただきたいと思います。市長部局の責任者としての答弁であるという具合にご理解をいただきたいと思います。

今回の新型コロナウイルス感染症が非常な問題になってから、またGIGAスクール構想というものが再度見直された形になりました。こういう事象とは関係なしにGIGAスクール構想というものは推し進める予定ではいたんですけども、それが5年間という予定をしていたんですけども、それが更に加速をするということは間違いないことやと思います。ただ、今回の新型コロナウイルス感染症第2波に、今議員がご指摘のようなシステムを取れるかどうかというのは非常に疑問を感じております。最大限、教育現場は努力していただければと思うんですけども、その疑問の理由というのは、主に2点ございます。

本来のGIGAスクール構想においても、私の私見としては、現在の教育現場に携わる先生方そのものが教育内容、GIGAスクールに沿った教育内容のプログラムをつくるということは、私は困難ではないかという予測をしております。と申しますのが、実際場面として、子どもたちの教育現場に携わる教育をしないといけないという実情がございます。その時間の中で新たなプログラムを入れていく、新たな教育のシステムをつくり上げていくということが、時間的に無理であると私は感じておるところでございます。ですので、もしそういうGIGAスクール構想そのものの構想を実現に持っていくためには、当然先生方のご理解をいただいてという、先生方の努力というものは必要なんですけども、それとは別のもので、例えば民間企業なりプロの集団を、その一定の知識を持った組織にプログラム、システムそのものを構築していただいて、先生方がそれを活用するというような内容でないとGIGAスクール構想そのものが成立しにくいのではないかという予測をしておりました。

さらにこれ、今回のコロナウイルス感染症に対しましての考え方で、従前のGIGAスクール構想ではタブレットやノートパソコンそのものを外に持ち出さない、教育現場の環境の中で使用するということを前提としての配備を考えておりましたが、今回新たな状況の中で、それを家庭にまで持ち出していくということが考えられております。先ほど議員がご指摘のように、最先端のところでは試行されたとおっしゃっていますが、必ずしもこれは成功したものではないのではないかという印象を持っております。これは多分、悲鳴を上げるようなことだろうと思います、実際問題として。そうしますと、じゃあその環境づくりには、1つは家庭環境の通信環境、それとやはり、それを今度持ち出してやる双方向型の教育プログラム

を、これも先ほどと同じような理由で現場の先生方が、実務として子どもたちの教育現場を持っている人間がそれと同じ内容のものを、もしくはそれと変化したもののプログラムをつくり上げて、双方向型の授業を行うということはまず無理であると感じております。ですので、現場の先生方はいろんなタイプの方、おられると思います。意欲的に取り組まれる方、必ずしもそうでない方もおられるかもわかりませんが、その中で意欲的に取り組まれる方にとっても、現実場面としてはかなり苦しい、厳しい条件の中での作業になるということを考えれば、その作業を別途ほかの方法を模索するような形を、教育委員会の現場、もしくは行政は予算の手だてとして考えていかなければいけないのではないかという考えを持っております。

議員のご指摘の方向性というのは、私はその方向性で間違いないという認識は持っていますが、実際場面としてそれを組み上げていく作業としては、かなりハードルが幾つもある作業になるという認識を持っております。最短の時間でそこへ持っていけるように、行政サイドとしては教育委員会に再度お願いをし、協力をしていきたいという思いでございます。行政職のトップとしての意見としてはそれぐらいが限界なので、あくまで私見としてお聞きいただければと思います。

以上でございます。

**増田副議長** 内野悦子君。

**内野議員** 市長からいろいろ、るる市長部局からということでご答弁をいただきました。選択肢の中に民間委託というのにも確かにあるのかなと思うんですけども、確かにハードルは幾つも越えないといけないなと思うんですけども、私の中で、教師の方も今回のことで、長期休校で多くの教師が不慣れなりに授業動画をつくったり、オンラインで課題を配付したり、精いっぱい努力をされたら、このように伺っております。大半の教師は、子どものためだったら何でもやるという心構えやと私は思うんです。だから、どんな形でもいいんですけども、早急にやっていただけたらなと思いますので、よろしく願いをいたします。

では続きまして、安全対策のほうに移らせていただきたいと思います。安全対策の、まず1つ目ですが、児童生徒の登下校時の見守りについて伺いをいたします。子どもの安全確保は、安全・安心な社会の要であると考えます。従来、登下校時における子どもの安全を確保するための対策については、地域の子どもは地域で守るという観点から、葛城市においては多岐にわたる努力がなされております。また、学校から距離のある自宅周辺で子どもが1人で歩く一人区間等において、見守りの空白地帯が生じております。この見守りの空白地帯における子どもの危険を取り省くため、登下校時における総合的な防犯対策を強化することが急務であると考えます。

平成30年5月、下校途中の児童が殺害され、未来ある尊い命が奪われるという痛ましく許し難い事件が発生をいたしました。平成30年6月、登下校防犯プランが作成されました。また、防犯情勢を見ると、道路上における身体犯の被害件数は、全体は過去5年で減少はしておりますが、このうち被害者が13歳未満の子どもである事犯に限定すると、ほぼ横ばいで推移をしています。そして、こうした子どもの被害は登下校時に、特に午後3時から6時の下

校時間帯に集中をしている傾向にあります。というのも、私も最近奈良県警の情報発信システムのナボくんメールに登録をいたしました。先週の1週間の間で、8日、11日、12日、3日間で4か所、ほぼ、これ高田市だったんですけども、下校時の小学校の女兒2人、また女子中学生が不審者に声をかけられるなど、メールの情報が届きました。このことを見ましても、下校時です。また、登下校防犯プランの中にも、ICタグを活用した登下校の安全確保の推進とあります。今回も子どもを持つお母様方から、登下校は部団単位で行っていただいているが、途中で1人になる地域もあることや、人通りが少ない箇所が多くあることなど、また、もっと通学路に防犯カメラをつけてほしいなどの声が、私の下へたくさん寄せられております。本市においては約50台の防犯カメラが設置をされておりますが、未設置の地区もまだまだ多くあります。

私はこの7年前に、大阪府の池田市が行っている子どもの安全対策の1つである、子どもたちがランドセルにICタグをつけ学校の門を通過すると、防犯カメラ及びアンテナセンサーが時間を記録し、職員室のパソコンへ送信、また保護者の携帯電話へ登下校の時刻情報を送信する、これは保護者の送信は有料でございます、この当時は月額400円程度だったと思います。このようなシステムを提案をいたしました。当時の答弁では、ICタグは非常に有効なもので、各種センサーを利用した仕組みは多くあるので、経費面等も勘案しながら子どもたちの見守り、また認知症の方に対しても有効な手段と考えることから、関係課とも協議を進めてまいりたいと、このようなご答弁がありました。そして、葛城市のモデルとしてどういうものができるのか考えてまいりたいと、このようなご答弁でありました。あれから7年がたちました。7年たった池田市では、平成23年から試験運転を開始されて、平成30年ではICタグの保有率が96.5%になりました。登下校時刻の有料メールの加入率は49.5%でございますが、現在も続けられております。

他市では、平成30年度に奈良市がICタグを利用した登下校時の見守りシステム「ツイタもん」の導入を開始され、翌平成31年には生駒市が導入をされております。また、別の会社のシステムで、田原本町は今年度、試験的に始められました。本市においても、子どもたちの安全の強化を図っていくためにICTを活用した見守りシステムの導入をしていただきたいと思いますが、どのようにお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

**増田副議長** 吉井教育部長。

**吉井教育部長** 教育部長の吉井でございます。ただいまの議員のお問いに対しまして、お答えをさせていただきます。

現在、葛城市では小学校入学時に防犯ブザーを配付し、緊急時のお知らせ対策にと対応を行っているところでございます。先ほどおっしゃいましたが、近隣ではICTを活用しました田原本町の児童見守りサービスにつきまして、小学校1年生を見守り対象にしておられ、子どもたちが発信装置を所持すれば、保護者がパソコンやスマートフォン等により、登下校時の靴箱等通過を確認できるというものになっております。また、現在位置や移動履歴を確認できるというようなシステムもあろうかと思っております。近年、子どもたちの見守りにつきましてはICTを活用し、多くの機能がついたものが出ており、ほかの自治体でも

活用され、安全対策が取られるようになってまいりました。保護者の方が設定した危険エリアに立ち入った際に、子どもに音声で警告するシステムや、子どもらが保護者に現在地を通知するシステムがついたものもございます。このICTを活用した位置情報確認は非常に有効なものと認知するわけではございますが、各種媒体を利用しました仕組みは多種多様に出ておまして、官民協働で行うのか、また経費面で携行端末代、月額契約の受益者負担等を勘案しながら調査していきたいと考えております。

市内には、交差点や駅前に防犯カメラが55台設置されております。また、危険に遭遇した子どもの一時的な保護、警察への通報等を行うボランティアでもある子ども110番の家が929件ございます。地域における見守りの強化、多様な担い手による見守りの活性化を図り、教育委員会、学校とも通学に係る指導を通じて、子ども110番の家との連携を一層推進し、活用を強化してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**増田副議長** 内野悦子君。

**内野議員** ご答弁ありがとうございました。今後もどうか子どもの安全確保に、よろしく願いいたします。ICTタグに関しては、今後また検討していただいているということでございます。7年かかるのか、何年かかるのか分かりませんが、どうか前向きによろしくお願いをいたします。

先日、公明新聞の記事に非常に興味深い記事がありましたので、ご紹介をいたします。兵庫県の加古川市で、ICTで子どもの安全確保など、2017年から通学路や学校周辺主要道路の交差点、駅周辺の電柱などへ1,500台の見守りカメラを設置し、この小型カメラはBluetoothで、無線通信の電波を発し、見守りタグの探知機も搭載をし、タグを持ってカメラ周辺を通ると、スマートフォンの専用アプリやメールで位置を通知するサービスが利用可能としているものです。登下校中の子どもの居場所確認のほか、タグを身につけた認知症高齢者が徘徊して行方不明となった際の早期保護も期待できる。このようなことから、2019年の市内の刑法犯の認知件数は、カメラ設置が始まった2017年と比べると3割以上減少したということでした。加古川市独自のICTを活用した見守りサービスですが、すばらしい取組でございますので、本市における安全対策につながればと紹介をさせていただきました。本市においても葛城モデル、GPS児童見守りサービスの導入の早期実現を期待いたします。

続いての安全対策は、書籍消毒機の導入でございます。新型コロナウイルスの感染拡大を背景に、私たちの除菌や清潔への意識は格段と高まっています。図書館に設置されている図書消毒機、利用者の人気を高めております。コロナウイルスへの殺菌効果はまだ不明ですが、少しでもリスクを避けたい意識は高いと思います。導入されている自治体では、利用者が急増しているそうです。市民の方からもご要望いただいていたので、どのようなものなのか、桜井市立図書館に設置されている書籍消毒機、HAPPY CLEANを見に行かせていただきました。消毒機は書籍を開いた状態で中に入れ、紫外線を照射して殺菌をします。同時に風も送られて、本の表面についた髪の毛などのごみを除去、内部には消臭抗菌剤を循環させており、ペットやたばこの臭いも消し、2冊同時に殺菌可能で、現在は6冊用もある

そうでございます。1回30秒で完了いたします。利用者の目線に立って設置すべきではないでしょうか。お考えをお聞かせください。

**増田副議長** 西川教育委員会理事。

**西川教育委員会理事** 教育委員会理事の西川でございます。よろしくお願ひいたします。ただいまの内野議員のご質問でございます。

當麻、新庄図書館では多くの方が来館し、貸本をされております。利用者様より返却の際に、職員が落丁、汚損等を確認し、本の表紙等の拭き取りを行っております。議員仰せの書籍消毒機についてでございますが、新型コロナウイルスの殺菌消毒効果について、今後有効性を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

**増田副議長** 内野悦子君。

**内野議員** 有効性も調べていただいて導入していただければなど、そのように思いますが、県内の状況について私がちょっと調べさせていただいた、知り得る範囲でございますけれども、奈良市の1か所と橿原市がこの消毒機を置いてございます。大和高田市では6月議会、今議会で、新型コロナウイルス感染症対策の1つとして図書消毒機の提案がされております。また、平群町立図書館では、殺菌灯つき保管庫を早くから導入をされています。こちらは比較的安価でございます。今回の新型コロナウイルス感染症が起これ、あるメーカーでは各地から非常に多くの問い合わせがあるそうでございます。市民の皆様の安心・安全対策として大変に有効なものと思いますので、新庄、當麻両図書館にぜひ導入をしていただきたいことを強く要望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**増田副議長** 内野悦子君の発言を終結いたします。

次に4番、奥本佳史君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

4番、奥本佳史君。

**奥本議員** 皆様、こんにちは。4番、奥本佳史でございます。議長のお許しを得ましたので、一般質問を始めさせていただきます。私、今回、質問の内容ですけれども、2つございます。1つ、今後のICT教育の取組みについて、2つ、コロナ対応に関する各種の対応についての2点となります。

以後の質問は質問席のほうよりさせていただきますので、よろしくお願ひします。

**増田副議長** 奥本佳史君。

**奥本議員** それでは始めさせていただきます。先ほどの内野議員の質問と若干重複するところ、かぶるところがございますので、その辺りはさらっと流しながら、もう少し掘り下げたところで進めてまいりたいと思いますので、どうかお付き合いをお願いします。

まず、ICT教育の取組みについてなんですが、政府は新型コロナウイルス感染症対策に関しまして、当初令和5年度までの5か年で段階的に達成するとしていた児童生徒1人1台のコンピューターを配備するGIGAスクール構想を前倒して、令和2年度内に全配備を行うという補正予算を組んでおります。文部科学省におきましても、4月23日付で各都道府県教育委員会に対しまして、各学校や家庭のICT環境が様々な中で、それらのリソースを

最大限に活用して臨時かつ早急に、平常時のルールにとらわれることなく、自治体や家庭におけるICT環境を最大限に活用した臨機応変のICT教育を進めるよう通達を出しました。県内の自治体におきましては、この休業期間中にいち早く遠隔授業を構築して取り組んだところも多くあります。しかしその間、残念ながら葛城市では、この間目立った動きはございませんでした。緊急事態宣言が解除されまして、学校がようやく再開に至っておりますが、いまだコロナウイルスの完全収束が見通せない中で、国が言うように一刻も早いICT教育の取組みが必要であることは、言うまでもありません。ということをまず前提としまして、現在、これまでの間、県内の動きについてまずはご紹介させていただきます。

まず、大本の奈良県の動きですけれども、実は奈良県というのは、以前の一般質問でご紹介させてもらったように、全国的に非常にICT教育の取組みが遅れております。最下位に近い状況です。この状況を打破するがために、県の吉田教育長は何年か前に県内のICT教育の底上げということで、田原本町の磯城野高校を筆頭に、非常に先進県になれるようにというのに取り組んでまいられております。今回、このGIGAスクール構想に関しまして県の教育研究所と連携しながら、今後のGIGAスクール構想の前倒しが発表されてからは、他府県よりも早く情報端末等のハード整備を進めて、奈良県のICT教育を全国トップレベルまで引き上げたいと、そういう構想を立てられました。特に情報端末の共同調達につきましては、これはもう全国一斉です。ということは、できるだけ早くそこに申し込まないと、引き合いに乗り遅れてしまう、負けてしまうということで、そこに対しては非常に力を入れております。

現在、共同調達の集計状況なんですけれども、今月中旬にプロポーザル、もうすぐですけれども、あると聞いておりまして、県内でChromebookというパソコン9万1,500台で、タブレット、iPad3,500台、合計9万5,000台の調達を予定されております。また、それはハードにですけれども、ソフトウェアとして、実際のICT教育を進める上での教育プラットフォーム、これは全国初なんですけど、教育支援クラウドサービス、グーグルという会社のG Suite for Educationの共同運用を初めて可能としております。これを、そのG Suiteのアカウント、IDですよ。これを県内公立学校全ての子どもたち、児童生徒、中学生と高校生と、養護学校も含めて、それと教職員一人一人、全てアカウントを、もう準備されております。まず、これが県の動きです。

続きまして、この動きに一番県内で早く連動して動かれたのが奈良市。ご存じの方も多いと思うんですけれども、3月中旬から臨時休校が始まりましたが、その半月後、3月末、遠隔授業体制の検討に入られました。そして4月6日、一斉の市内の登校日に、市内の全児童生徒にG Suiteの個人IDを配付し、4月14日、翌週です、市内全ての児童生徒2万2,600人にパソコン、タブレット端末を配付して、学校オンラインを立ち上げて、ビデオ会議システムを使った15分程度の授業を毎日放送されました。その間の情報端末や通信機器のハード整備につきましては、検討当初、3月の中旬から始まった検討当初に市内の家庭にアンケートをして、その状況を踏まえて貸出機器の整備も同時に進められた結果、こういう形が実現したわけです。この間、教育研究所の、県の窓口のほうに小崎先生という方がいらっ

しゃるんですけども、その方に話聞いたら、普通こういう整備というのは1か月かかる、早くても。その1か月かかる内容を奈良市は1日で進められたと。結果、半月で達成できていると。非常に驚異的なスピードやということを評されております。

また、生駒市の例ですけども、生駒市は4月当初から、小学校1年生から中学校3年生まで、主要教科に限ってなんですけども、10分間の教育動画を作成されました。これは市内の先生方が協力して各教科ごとに、主要教科だけなんですけども、集まって、授業用の動画を作って、それをYouTubeにアップされております。市内の全児童生徒が共通して学べる体制を取って、5月の2週目段階でしか確認できてなかったんですが、2週目のときに既に100本の教育動画がアップされておりました。今、もっと増えております。これも、ハード整備に関してはそんなすぐにできませんので、基本は自宅にあるパソコンや保護者のスマートフォン、タブレット、それを利用を前提として、使える環境にない児童生徒に対して学校パソコンの貸出し、ポケットWi-Fi、さっき内野議員の話にもありましたけれども、ルーター500台をはじめとしたリモート授業に必要なカメラ、マイクを先行取得して配備されております。そこから5月13日、奈良市と同じ県教委のGoogle Suiteのアカウントの個人配付を完了して、生駒市はもともとラインズeライブラリという教育支援ソフトがあったんですけども、それを基にしてリモートの授業に5月中旬から入られております。

葛城市周辺の自治体の動向ですけども、お隣の御所市、実は御所市は既に2年前から、一部の学校なんですけども、スカイプという、従来からありますけども、それを使った遠隔授業をされておりました。この3月、コロナ騒動が始まった直後なんですけども、これも一部の学校ですが、今はやりのビデオ会議システム、Zoomというのをを使って双方向のリモート学習の体制を取られております。これも当初は自前のパソコン、あるいはタブレットを使ってたんですけども、4月初めの段階でハード整備に関していち早く動かれておまして、臨時会での専決承認を得て、5月1日に御所市内全ての中学生に、リース契約ですがiPadの配備を完了されております。このリースは、何でリースかということ、県の共同調達までに授業ができないからということで、本当に専決で先にお金をかけて配備されております。同じく、生駒市と同じラインズeライブラリという教育支援ツールがもともとありましたので、それを利用してリモート教育のプラットフォーム、これもありましたから、既に始まっております。

あと、注目すべき周辺の取組なんですけども、広陵、王寺、河合、上牧、北葛4町です。北葛4町なんですけども、これもすごいです。文科省の通達が出る前の4月中旬、この頃に4町の教育長が集まれて、共同でリモート授業の体制を構築しようという話をされました。これも僅か半月後、5月1日にはこの4町全ての子どもたち、児童生徒全てにYouTubeにアップした授業動画を見れるように手配されております。これも、見れない世帯に関しては、DVD化した同じ情報を全戸に、見れない家庭に配付されております。基本的にはこれは機器整備が追いつかないので、家庭の保護者の持っている機器で閲覧してくださいということで、通信料に関しては、携帯電話会社が展開している学生生徒への通信料増量サービス、これを案内することで、ほぼ混乱もなく休校期間中の自宅学習を進められたという形に

なっております。

近隣で、あと香芝市なんですけども、香芝市は5月15日に不足している貸出用パソコン100台の専決をされております。同じく既に導入されておりました教育支援ツール、香芝はロイロノートというんですけども、それとY o u T u b eを活用した家庭学習環境を構築されました。大和高田市においては、現在専決2億円で端末整備をはじめとして、家庭での通信環境構築支援にモバイルルーターとDVDプレーヤー各200台を調達もされました。このように、周辺自治体のICT教育の推進は非常に目をみはるものがあるのが現状です。

こういうことを踏まえまして質問に入っていきたいと思うんですけども、まずICT教育を進めるに当たって、内野議員からも話ございました、まずは環境整備、ハードの整備について、どうしてもこれは避けて通れない話なので、そこのところをまずお伺いいたします。G I G Aスクール構想の前倒しで整備される情報端末なんですけども、先ほどのお話でございますように、小学校ではi P a d、中学校ではC h r o m e b o o kというパソコンを予定されてるといことなんですけども、実は当初、文科省のG I G Aスクール構想のハードウェア仕様という規定があるんですけども、そこにはキーボードは必須だと書いてあります。となってくると、タブレット端末であるi P a dはキーボードがないんですよ。そこをどうするかというと、当時の文科省の規定では、有線接続のキーボードをつけなさいということが書かれております。そこから状況が変わってまいりまして、先ほど言った通達の中で、家庭学習に使いなさい、使えるように構築しなさいというふうに文科省は、立ち位置が変わってまいってます。

と言いながら、まだ機器の形式というか、環境のところは変わってないんですが、家庭学習になったときに無線接続のキーボードでやっておかないと、やはり断線したりとか故障率が高くなります。その辺の要件が、私は緩和されると見てるんですけども、現状葛城市で、その辺の前倒しで調達される予定と聞いておりますけども、そのキーボード仕様がまずどういう形で考えていらっしゃるのか。先ほど調査した周辺自治体の調査では、i P a dを投入されているところは無線のキーボード、文科省が言ってるけども、家庭で使うのを前提として無線のやつを利用するというふうに申請したとおっしゃってるところもありましたので、まず葛城市はどういう形になってるかを1つ。

それと県の共同調達なんですけども、先ほど言った9万5,000台ですか、一括には、これは無理なんです。到底無理です。県はどうするかというと、納品時期を分けてます。具体的には7月1,000台、8月2万7,000台、9月に1万8,000台、10月3万2,000台と続いていくわけなんですけども、その調達順番の納入してもらえる自治体、これをどうやって決められているかということ、話聞くと、実は希望優先順らしいです。ですから、それに早いこと手を挙げておかんかったら、共同調達を待ってますねんというだけでいつ入ってくるか分からへん状況になっております。まず2つ目の、今の質問として、その共同調達に関して、納期の要請をどの程度までされているか、この2つをまずお聞きしたいと思います。

**増田副議長** 吉井教育部長。

**吉井教育部長** 教育部長の吉井でございます。ただいまの議員のお問いに対しまして、お答えさせて

いただきます。

納入いたします予定の端末機に対します標準仕様でございますが、議員おっしゃられていますように、標準仕様といたしましては有線キーボードというところになっておるところなんですけども、標準仕様に従うことが基本ということに思われますけども、国の説明ではあくまで参考ということでございますので、必ずしもということではないという認識を持っております。議員ご意見の有線部分が破損しやすいこと等、有線キーボードの商品の選択肢が少ないというような課題もございますので、県等関係機関への確認を進めてまいりまして、検討していきたいと思っております。

2つ目の共同購入のことでございますが、端末機につきましては県で一括するというところを確認しており、各自治体から希望を挙げる形になっているということも確認しております。端末のネットワーク整備につきましても、早期に完成に向かって進めておるところでございますが、整備完了までは未対応ということにはなるところではございますが、端末に触れることや慣れることから始めるためにも、工期等を調整しながら早期納入に努めてまいりたいと思っております。この端末に関しまして、現在は納入の交渉等は行っておらないところですが、今後は県とのつながりを密にいたしまして、納入時期を含めた情報をつかみながら、早期納入となるよう努めてまいりたいと思います。

以上です。

**増田副議長** 奥本佳史君。

**奥本議員** ご答弁ありがとうございました。キーボードについては無線の形で進めていくということで了解いたしました。それから、共同調達についてもできるだけ早くということで動かれていると。今お話ありましたように、コロナに関しては密は避けろと言われてますけども、県の担当者の人と本当に情報交換を密にして、密はこれ以上要らんとと言われるぐらいに密になって調整していただきたいと思っておりますので、可能な限り早い配備ができるよう、ご努力をお願いしたいと思います。

続きまして、同じく情報機器のところの、今度は通信に係る通信費のところをちょっと質問させていただきます。まずこれにつきましては、先ほど内野議員もちょっと触れていらっしゃいましたけども、5月15日に新型コロナウイルス感染症対策のための小学校等における臨時休校に伴う生活保護業務における教材代の取扱いについてと、非常に長ったらしい厚生労働省の通達が出ております。どういうことかということ、モバイルルーターとしてインターネットの接続に最低限必要な通信機器の購入、またはレンタルにおける取扱規定が示されておまして、その辺の、どうしても準備が難しいという世帯に対して、それなりの対応をなさいということがうたわれております。もう一つは、ついこの間文科省のほうも同じような感じで、モバイルルーターの整備に対する支援制度というのを、導入を検討されているということが発表されております。先ほど紹介した周辺自治体でも、既に独自にモバイルルーターの配付というか、入手もされているところもございますけれども、葛城市について、この辺り、どのようにお考えでしょうか。

**増田副議長** 吉井教育部長。

**吉井教育部長** 教育部長の吉井でございます。ただいまの議員の質問にお答えさせていただきたいと思っております。

まずは端末につきましては、あくまでも学校管理として持ち帰りを想定しないというところを原則としております。しかしながら、学校が長期休校になるなど非常時においては、端末がない家庭等につきましては対応は考えていかなければいけないというところも検討課題かと思っております。また、もう一つ含まれておりました質問の中に、要保護世帯につきましてはの支援ということで、市独自の支援につきましても、準要保護世帯ということになるかと思っておりますが、インターネット環境のないご家庭等につきまして、今後必要な支援を考え、検討してまいりたいと思っております。

以上です。

**増田副議長** 奥本佳史君。

**奥本議員** ありがとうございます。今、端末の説明がございましたけれども、当初予算の、そもそも最初のG I G Aスクール構想の頃は、持ち帰りは想定していないということでした。これは国もそういうふうにはうたっていたわけなんですけれども、今回通達が出たように、学校外での遠隔授業を想定したG I G Aスクール構想に軸足が変わってきております。それについていろんな、これからの取組が進んでいくとは思いますが、当然外部で使うといろんな通信料が発生しますので、それについての児童生徒のほうで問題なく使える体制というのを、いろんな検討を進めていただけたらなと思っておりますので、その辺はよろしく願いしておきます。

それから、今の持ち帰りのところなんですけれども、今、現時点で持ち帰りの想定というところの、実際にどの程度動いていращるかというのは、ご答弁は可能でしょうか。その辺の検討状況がもし分かるのであれば、お聞かせいただけますか。

**増田副議長** 吉井教育部長。

**吉井教育部長** 教育部長の吉井でございます。ただいまの議員の問いに対しまして、お答えさせていただきます。

持ち帰りに対しましては、先ほど申しましたように、現時点でも端末についてはあくまで学校保管として、持ち帰りは想定しておりません。学校が長期休校になるなど、非常時におきましては端末がない家庭、インターネット環境がない、もしくはインターネット回線におきましても動画閲覧が困難な家庭は対応が必要とは考えております。今後、1人1台の端末環境が実現いたしましたときには、教職員の使用する端末も含めると、市内で小中学校に約4,000台の端末が存在することになりまして、常時使用されることとなります。この時点で日々の管理運用の負担は相当のものと考えられますが、持ち帰りを行うとした場合は、各家庭においてどのように使用されるか未知数であり、セキュリティ事故や端末の破損、紛失、学校で使用できなくなった際の対応等々、更に負担が増大することが想定されております。これらの対応を教職員が行うことは不可能であり、また担当課の人員での対応も不可能かと考えられます。以上のことから、端末につきましては学校管理とする運用を想定している状況でございます。

以上です。

増田副議長 奥本佳史君。

奥本議員 ありがとうございます。端末の運用に関して、今、お答えを求めたわけで、答えていただいたんですけども、実は今いただいたご答弁の中に、非常に重要なところがあったのはお分かりになりますか。何か言うと、それ、実は葛城市のICT教育が進んでへん、決定的に遅れている理由というのが隠されてるんですよ。実は、今のご答弁の最後のほうで、これらの対応を教職員が行うことは不可能であり、また担当課の現在の人員でも対応不可能と考えますと。先ほどの市長の内野議員に対するご答弁にありましたけども、現場の先生方ももう今の新しいことに対して、なかなかそこまで取り組めないというところと重複するとは思いますが、ダブると思うんですけども、まさしくそこなんです。これまでの一般質問でも私、再三ご指摘させていただいてるんですけども、ICT教育を進める上での教員以外のサポート体制、これが非常に遅れてるんです、葛城市は。そこが決定的に進んでない理由かなと思います。

このサポートの体制については、実は2種類ございまして、1つはICT支援、これもさっき内野議員のほうで話ございましたけども、これまでの日本の教育をちょっと振り返ってみますと、明治期以降、教師が子どもに対して知識を一方的に、一方通行で教えるという受け身の形態を取ってきたのが日本の教育です。しかし、この教育の形態を根本から変えてしまう可能性があるのが実はICT教育と言われておりまして、そこは学ぶ側の子ども一人一人が受け身ではない、自主的、能動的な自主学習の形を基本としまして、教員に求められるのは、助言役としての役割が求められているわけです。そのような教育形態に、まず先生方は慣れていません。そこに対していきなりICTの教育をやりなさいと言っても、到底できひんのは当たり前です。それを、そしたらサポートする人を投入せんとあかん。これがICT支援という考え方なんです。

その辺は当然、文科省のほうも重々承知の上で、そのところに関しては、先ほどちょっとお話に出ておりましたようにGIGAスクールサポーター制度というのを導入しようということで、予算づけの、これは2分の1補助ということで予算づけを今、進めてるみたいです。もう盛り込まれてますけども、それも含めて、国の動きはそんな感じなんですけども、実はもう先ほど紹介した自治体で先行しているところ、他府県でもそうですけども、既にその名前は違えど、ICTを支援する人の人材の確保はもう既に終わっております。ちなみに今、インターネットで一番求人が多いのはこれなんです。検索でICT支援員求人といって検索してみてください。どれだけ求人の情報が出てくるか。すごいです。求人してるのはどこかという、事業募集主の主体の多くは教育産業、IT企業なんですけども、中には自治体が直接求人しているところもあります。要はそれだけICT支援員が不足してて、見つからない。これが現状なんです。市長もさっきおっしゃってましたように、そういう企業となかなか、締結したらええやんかという考えですけども、それが見つからないんです。早い自治体は、いろんな意味でもう数年前からその辺を唾つけてる、コネつけてます。

実は葛城市もそのチャンス、過去にあったんです。ある企業とそういう形の契約を結ばれ

て、学校現場に週1回か2回、そういう方が派遣されてました。ところがその辺の、どういう目的でこの方が来てるんかという情報が教育現場にうまく伝わってなかったので、勢い学校の先生方は自分たちの仕事をサポートしてくれる存在と位置づけして、言うてみたら事務作業を頼まれたと。派遣してる企業にしてみれば、我々はこんなので来てるのと違うなということ、そこでそごが生じて、結局契約が解消になったという経緯があります。非常にもったいないです。同じ時期に樫原市は同じ会社と契約しましていまだに続いておって、その会社からのICT支援の契約も成立させてるみたいです。だから、非常に現場の認識と行政側の認識がうまく意思疎通できてなかったということもあります。だから今回も、やはりその点、支援員が足らん、サポートする人間が足らんという意識は持ってらっしゃると思うんですけども、本当の意味で現場の先生方がどういうことを望んでいるか、そこをまず把握をした上ですり合わせしないと、そういう方を配備したから、あとうまいことやってくれというだけでは、うまく回りません。ここのところは、はっきり言って葛城市、今、非常に弱いところなので、その辺はちょっと認識していただいてサポートの体制を取っていただきたい、そう思っております。

この辺のGIGAスクール構想を進める上でのサポート、ICT支援については先ほど内野議員からのご答弁ありましたので、もうご答弁結構ですけども、あともう一つ、教育委員会内での担当の部署なんですけども、これ、今現状、学校教育課の中で担当者、従来1名だったところを増やしてもらったと聞いてますけども、まだまだ足りません。さっきのお話では市内で4,000台ぐらいのパソコンがこれから毎日稼働する形になるということなので、そこについてのいろんなトラブルであったりとか、故障であったりが絶対出てきます。ですからその人員、これについてもやっぱり手配が必要なので、この辺りはもう市全体としてその必要性、重要性というのを鑑みた上で、市がやっぱりサポートしてやってやらないと、教育委員会レベルではできへんことだと思いますので、その辺りは併せて対応をお願いしたいと思えます。

それから、その次に参りますけども、今度は、今ハード整備のことをやりましたけど、ソフトウェアに関するところ。先ほど冒頭で県の動きを紹介しましたように、奈良県が県内全ての児童生徒、子どもたちと教職員全てに対してグーグルのアカウントを用意されたというふうに申しあげましたが、葛城市のID配付につきましては、この間ちらっと県の研究所でも聞いてきたんですけども、中学3年生にだけ完了してるというふうに聞き及んでおります。今現在、中学3年生だけ使われているということなんですけども、具体的にどの程度までG Suite for Educationが活用されているんでしょうか。またその際、今、現状端末配備が全く進んでない状況で、生徒たちはどういう形でそれにアクセスされているのか、その辺りお聞きしたいと思います。

**増田副議長** 吉井教育部長。

**吉井教育部長** ただいまの議員の問いに対しましてお答えさせていただきます。

中学3年生にアカウントを配付済みということは確認しております。どのように使っているのかということにつきましては、申し訳ありませんが、確認取れておりません。確認させ

ていただきたいと思います。すいません。

以上です。

**増田副議長** 奥本佳史君。

**奥本議員** 今のご答弁、非常に残念です。やはり学校現場のことでありますけども、このG I G Aスクール構想というのは国が進めてて、県も肝煎りでやってる状況なので、やはりその辺り、教育委員会も逐一現状の状況というのを把握してもらわんと困るんですよ。いや、学校に任せてるからよう分からんと、教育現場のことは教育委員会やと、市長もおっしゃってましたけども、そうじゃ駄目なんですよ。これはもう市全体として取り組んでいかんと駄目なんですよね。ますますこんな状況やったら取り残されていく一方になりますので、ちょっとその辺の、まず意識のほうの改革をお願いできませんか。あまりにもそういう、ちょっと答弁いただくと、本当にもうこっちもやる気がうせてしまいますので。

そういう形で、中学3年生だけということですけども、今後ほかの学年もアカウントの配付されていくと思うんですけども、その際、やっぱりアカウントを渡したからいいというんじゃないで、具体的に、やっぱりどう使っていくかなんですよ。そこのリモート学習の準備というところがどういう感じなのかということなんですけども、これも実は市のメディア部会、各学校のそういう詳しい先生が集まって、どのように進めていくかというメディア部会なんですけども、ここもちょっと私、ヒアリングしました。すると、残念ながら全くそういう動きがございませんでした。先ほど言った奈良市の場合やったら、こういう状況であったら、通常の30倍のスピードを持って対応されております。ほかの自治体でもやはり核となる先生がいらっちゃって、その先生の意見を聴きながら教育委員会が協力、バックアップしながら進めていっている形になっております。やはりそういう動きも全然分からない状況で、今後これを進めていくというのが本当にできるのかというのが非常に不安でしかないんですよ。だからその辺り、やはり現場の先生と非常にやり取りを密にしながら、具体的にどういう形で子どもたちに教育を提供していくかというところを常に確認しながら進めてもらわないと、非常に困るんですよ。

あと、その現場の先生なんですけれども、これも何年か前にメディア部会の何人かの先生と直接話しましたが、非常に個々の先生ではやる気も持ってらっしゃって、独自の授業の工夫をされてる方がいらっしゃいました。恐らくそういう方は葛城市にも何人かいらっしゃって、今回のこの休業期間中に、先生個人的にだと思うんですけども、クラスに対してそういう、遠隔授業とまではいきませんが、Y o u T u b eの動画を閲覧させたりとか、そういうのをされてるはずなんです。そういう情報をまずいち早く集約した形で、使えるのであればほかの学校にも広げていく。そうすると、いちいち企業に頼らずとも、あるいはそういうソフトウェアを市大々的にお金かけて導入しなくても、まずできていくんですよ。そういうところからでも始められますので、まずはその情報収集を教育委員会として徹底していただきたいと思いますので、必ずそういう先生、いらっしゃいます。やる気のある方はいっぱいいます。だから、そういう方たちと直接、やっぱり会って話してみてください。メディア部会やからメディア部会に任せるとかね、やはりこの組織の壁というところに、何か

こだわり過ぎてるような気がしますので、そこのところは必ず、文科省が言うように、非常時で従来の常識が通用しない状況になっておりますので、それにとられることなく進めていっていただけたらと思います。

あともう一つ、最後に、そしたら教員の先生方へのアカウントの配付なんですけれども、当然のことながら、先生方もそれをもっただけでは使える方が少ない。となってくると、先生方の勉強会、講習会というのが必要になってくるとは思うんですけども、その辺の取組状況については今、現状どんな感じなんでしょうか。

**増田副議長** 吉井教育部長。

**吉井教育部長** 教育部長の吉井でございます。ただいまの議員の問いに対しましてお答えさせていただきます。

教職員の方につきましては、奈良県の教育委員会が主催する操作研修への参加や遠隔授業の実施方法の検討、研修を受けながら各校で進めていっている状況ではございます。その中で、中でも新庄中学校の先生方におきましては、先ほど議員おっしゃってございました `G Suite for Education` を使った `Meet` というソフトによりまして、先生間ではありますけれども、双方向の通信を試されているという状況を確認しております。こういう形で、先生方の中にリモートというやり方もあるということが広がっていければというふうには思っております。

以上です。

**増田副議長** 奥本佳史君。

**奥本議員** ありがとうございます。やっぱりそういう方、いらっしゃるんですね。今、`Meet` というテレビ会議システム出ましたけども、`Meet` であつたり `Zoom` であつたり、今もう学校の教育現場で、県を含めて使われております。だから、そんなに難しくございませんので、恐らく学校の先生だったら1回使ってみれば十分授業に応用できるものでありますので、そういう情報交換の場というのも積極的に活用していただければ、うれしく思います。その辺、できるだけ同時並行で進めていってください。

そしたら、質問としてはこんな感じだったんですが、あと、総括のところ、本来なら教育長にお願いしたいところなんですけど、教育長が今いらっしゃらないということで、もう私の言いつ放しになってしまうんですけども、今現状、やはり今お話ししてきたように、これまで経験したことのない対応が求められる状況で、なおかつICT教育が前倒しで、5年かけてやるどころを1年でやれというお達しが来ておる状況で、現場が一番大変やと思います。それは分かってるんですけども、そしたらそれをいかに進める、戻たいてでも進めていくという、できるのは、やっぱり現場のトップなんですよ。これはもう、このICTのGIGAスクールの構想に限らず、どんな組織であっても、どんな案件であっても必ずそうです。リーダーがそれを進めていかんと駄目です。事実、奈良市でそういうふうにやりましたけども、実は奈良市の方でもヒアリングを重ねると、教員、先生方の中に少なからずとも、その改革の速度に不満を持ってる方、いらっしゃいました。それでもやる。仲川げん市長は、それが奈良市の教育やと言い切られました。葛城市の教育は一体、どこにあるんでしょう。

さっき、市長は教育現場のことに答えることに疑問を感じるというご答弁しながら、私見ということで幾つかお話しされましたけれども、これは教育現場だけに任せる問題じゃありません。そこはやっぱり、教育のトップは教育長であっても、今、不在です。不在やったら、その代わりの人が本来出てこんど駄目なんです。その方に答弁していただきたいけど、それもできません。答えてもらわれへんことを私、一方的にしゃべる形しかできないんですけども、やはりそうなってくると、最終的な行政のトップはやっぱり市長なんですよね。市長の、さっきもお考え、私見という形で聞きましたので、これ以上申し上げることはないんですけども、やはり市の子どもたちの教育を進めていく、本当に考えてください。

今回のコロナは大人だけじゃなくて子どもも、学校が休校という形、家にいとくんとあかん、友達と会えない、いろんな意味で我慢してます。市が打ち出したコロナ対策というのは、いろんなことをされましたけども、子どもに対する、教育に対すること、一切ないんです。これ、葛城市だけです。周辺自治体は、やっぱり市長自ら動いて、パソコンを早く整備したりとか、動いてはります。それが悔しい。今後やっぱり、それは子どもたちは行政に対して文句を言いませんし、こっちが言うだけでそのとおりにやってくれるかは分かりませんが、やっぱりそこを代弁してやるのが、やはり政治です。そこを考えていただきたい。これは教育長いらっしゃらないんですけど、そうお伝えください。お願いしておきます。

続きまして、もう時間があまりないんですが、次の質問に移りたいと思います。これもコロナ対応に対して、各種の対応についてなんですけども、緊急事態宣言が解除されて日常生活が再開しつつある今、一旦これまでの行政対応を振り返ることも重要ではないかと思ひまして、今回、防災行政無線の運用に関して3点だけ振り返ってみたいと考えております。

まず1点目、緊急事態宣言中に、これも学校なんですけども、市内小中学校においては臨時休校の措置と休校期間中の分散登校体制が取られました。この分散登校というのは、各校によって学年、あるいは出席番号、あるいは大字別に分かれた時間差登校を設けられて、子どもたちが密にならないようにという形でされております。ところがその間、コロナ以前のように交通安全指導に係る市の街頭指導、PTAないし交通安全母の会の地域の見守り活動などの通学路の立哨指導が中止されました。さらに、緊急事態宣言解除を受けた6月1日以降の学校再開についても、12日までは分散登校、半日授業体制ということで、この間も、残念なことです。交通安全対策協議会からの防災行政無線放送の中で、市内一斉街頭指導は行わないと放送されました。私、実は何度か分散登校中に、通学路の立哨に立ち会ったんですけども、当然のことながら、交通安全対策協議会からお達しがあったせいで、誰も立っておりませんでした。でも子どもたち、特に新しい1年生はまだ初めて学校に登校する、重いランドセルを背負って、まだ1回目、2回目の子が多いんです。集団登校の、やっぱり列についていけないんですよね。要所要所では学校の先生が加わって見てらっしゃいましたけども、やはりその間、交通安全対策という意味合いでの活動が必要やったのかなというふうに感じました。

そしたら、県の対応、どうなんかなと気になりましたので、県の交通安全対策協議会に直接確認しましたら、県の対応としては、交通安全県民大会のような行事ごとについては全て中止

したが、例えば毎年恒例の新入学児童・園児・幼児等を交通事故から守る運動とかをはじめ、交通安全対応については従来どおりの活動を行っているという回答を受けました。私はこれまで、交通安全対策協議会というのは県と同じ活動やってるものやとばかり思ってて、同じ組織やと思ってたんですけど、よくよく聞くと、組織運営は各市町村に委ねられているということを初めて知りました。ということは、今回のこの決定というのは、葛城市の交通安全対策協議会が独自の活動の中で、それを中止という決定をされてるということですよ。

ここでちょっと、本当に基本的な疑問なんですけれども、コロナ対応を理由としてやめるというのはいかなものかと思います。交通安全対策とコロナは全く別物なんです。コロナ対策やってるから、交通安全の、事故がなくなる、あるいは子どもを取り巻く犯罪がなくなるなんてこと、絶対あり得ません。それは絶対避けて通れなくて、起こるかもしれないということを常に念頭に置いて活動すべきものなのに、そこを何でこのような判断に至ったのか。今後、コロナの第2波、第3波ということも予想される中で、今後も同じ対応をされるのかどうか、その辺についてお伺いできますか。

**増田副議長** 吉村総務部長。

**吉村総務部長** 総務部の吉村でございます。ただいまの奥本議員の質問にお答えをさせていただきます。

新型コロナウイルス感染拡大等の影響によりまして、学校の休業並びに分散登校ということがございました。通常毎月1日、15日に実施いたしております青色防犯パトロールカーによる街頭広報デー、これにつきまして、担当課である生活安全課と、それから葛城市交通安全母の会とで協議を行い、分散登校となった場合にその立哨時間が不規則であるということ、それから各地区の下校時間がばらばらになるということで、街頭広報車による市内全体の巡回が、その一定時間内に市内全体の巡回が困難ということになったため、防災行政無線で中止の放送を行いますとともに、葛城市交通安全母の会の理事様には、分散登校中の立哨指導の実施については各地域の立哨指導委員さんにお任せする形とし、生活安全課では分散登校のある日は毎日替わりで、青色防犯パトロールカーによりコース、順路も変えながら巡回をさせていただいておるところでございます。また下校時におきましても、小中学校の下校時間に合わせた巡回を継続して実施しております。そして、6月15日からの全体登校に合わせて街頭広報デーを実施させていただいておるところでございます。また、本来でございましたら夏休みであったであろう8月3日の月曜日につきましても、実施予定となっております。

なお、昨年度から毎月1日、15日の街頭広報デー以外の日でございますけれども、小学校区単位のコースで巡回を実施しており、今年度も6月16日より校区単位での巡回を実施し、子どもの見守り強化を図っておるところでございます。

以上です。

**増田副議長** 奥本佳史君。

**奥本議員** ありがとうございました。葛城市交通安全母の会と協議されたということですが、私も過去、市PTA協議会の会長を長らくやっておりましたので、母の会の活動がどのような

意思決定を経て行われているかというのは存じております。分散登校中の下校時間がばらばらになるので立哨対応が困難になるという、そういう意見があったということは理解できますし、そういった声が保護者から出ることも予想がつきます。しかし、だからといって保護者の方から、立哨指導を中止すべきという声が上がるとは到底思えないんですね。現に下校時間に差が出て、登校時間は中学校で数時間ずれはありましたけども、小学校はいつもどおりの時間帯で登校されております。朝だけでも立哨というのは、実はできるんですよ。今、青パトも回っていらっしゃるということだったんですけども、私が立った回数は少ないんですけども、その間の青パトをいつも見る時間帯に、1台も回ってきませんでした。本当にこの辺りの意思決定が保護者のほうから出たのかというところを、ちょっと疑問に思います。

これまでの経緯からすると、その辺りのどういう活動をするかという、最終的な意思決定の主となるところは、やはり生活安全課でした、これまでは。今は変わってるのかもしれませんが、でも、それが無い限りは、この中止という決定には多分至らへんかと思うんですよ。仮に100歩譲って保護者からそういう立哨指導中止要請があったとしても、本当なら、行政やったら交通安全の対応は、こんなん手抜きできへんと、断るべきです。だから、やっぱりこの対応はおかしいんじゃないですか。これ、もう今となっては言った、言わへんの議論になって、これ以上追及してもこの場では分からないと思うので言いませんけども、本質的に何が必要か、必要でないかという議論は、やはりそのときにやっといってもらわんと困ります。そういうことが、さっきも言ったように行政として、全体としての意思決定、今何が一番重要なのかというところを見誤ってはならへんと思うんです。コロナもこれで終わりじゃないです。今後同じ対応が、判断が求められるケースが必ずあります。そのときに誤った対応をしないように、それだけお願いしたいと思います。

あと、ただいまのご答弁にありましたけども、昨年6月定例会の一般質問で提案させていただいた街頭広報デー以外の青パト巡回を、従来旧當麻地区、新庄地区という広範囲をさらっと流す運用体系から、各小学校区単位の日替わりできめ細かな運用をお願いしておりましたけども、それについて実行していただいているということに関しましては、この場をお借りして感謝申し上げます。ありがとうございます。

では、続きまして2つ目の、防災行政無線の運用についてに参ります。4月25日の休日の日中なんですけども、大字寺口で発生した民家火災における防災行政無線放送について、放送操作の不手際がございました。幸い、これによって消火活動等への影響はなかったんですけども、昨年9月の一般質問におきまして私が取り上げたミスと同じことが起こっております。そのとき火災情報の告知放送が、ボリュームを上げてなくて放送できなかった、伝わってなかった、つまり放送されてなかったということがあったんですけども、それを踏まえた再発防止策として、企画部長からは4つのご提示がございました。

内容としては、宿直職員の放送機器の操作についてなんですけども、1番目として、機器操作マニュアルの整備をいたします。2番目として、操作手順の徹底を行います。3番目として、最低1か月に1度の自らによるマニュアルを確認させます。4番目として、2、3か

月に1度の習熟状態の確認と研修を行いますということでした。さらに、放送時には必ず2人がペアとなって、放送操作等正しく放送できたかという確認を徹底するという事も付け加えられております。しかし、残念ながら今回も機器操作に戸惑う声は放送されたんですけども、肝腎要の放送内容が放送されておりました。同じことが起こってるんですよ。これは何なんでしょう。結局のところ、対策が不十分だったということなのか、その対策の方法自体に問題があった、どっちなんだろう。

**増田副議長** 吉村総務部長。

**吉村総務部長** ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

確かに令和元年9月議会におきまして、議員からの一般質問に対し、その後の対応として、宿日直が放送を行う際にはまず1人で放送作業をして、もう1人が受信機により正しく放送ができたかという確認をするという運用を徹底する。それから運用マニュアルを整備する。それから機器操作につきましても、全ての宿日直職員に対しまして機器操作マニュアルを整備し、再度実際の機器を使用した研修を実施するというような内容。それから運用マニュアル、機器操作マニュアルについては宿日直室、放送室に常備するということと、操作手順を徹底し、忘れることがないよう、最低1か月に1回は自ら操作手順を確認すると。それから、2、3か月に1度は職員による習熟状態の確認と研修を実施するという答弁をしたところでございます。

そんな中、議員ご照会の4月25日発生の大字寺口の火災後の大字区長からのお礼放送の際に、一部操作が適切に行われずご迷惑をおかけしたというところでございます。前回ご指摘をいただきまして、運用マニュアル、それから機器操作マニュアルを利用する者にとってより分かりやすいものに改訂をいたしておるところでございます。また、機会がある際に、不定期ではございますけれども操作説明を実施しており、その際、最低1か月に1度、宿日直の職員自身が定期的にテスト環境で操作練習する方法についても実践するよう指導をいたしておりましたが、その習熟状態の確認と研修について、市の担当職員が十分な実施確認といったところが不十分で、できておりませんでした。今後はそういった確認、研修、それから宿日直員のセルフチェック、こういったものが確実に実行できるよう繰り返し指導、研修を徹底し、繰り返し実施させていただきたいと考えておるところでございます。

**増田副議長** 奥本佳史君。

**奥本議員** ご丁寧な答弁いただけたんですけども、内容は何ら昨年と変わっておりませんでした。私がこの質問を通して言いたいのは、問題が起こったことに対して責めているんじゃない。この問題を受けて考えた対策が機能していないのであったら、どこに問題があるのか分析して、その後別の方策を考えて実行に移すという、これまで理事者がよく様々な、いろんなところで何度も強調されているPDCAサイクルが回ってへん、そういうことを指摘しているわけなんですよ。だから、同じような問題が起こったから同じような答弁でごまかすと、ごまかすという言葉は失礼かもわかりませんが、それをされるというのは、やっぱりそうじゃなくて、あれだけやっぱりこれまでの自分たちの業務内容を見直して、よりよいものに変えていこうという、そういう意思の下動かされてるのであれば、やはりそこは徹底し

て別の対応を考えていく。それでも駄目やったら、またそれを考える。この繰り返しを、P D C Aサイクルをどんどん回して行ってほしいと、そこを言いたいわけです。その辺り、重ねてお願いしときますので、今後よろしく願いいたします。

では最後に、防災行政無線の運用についての質問でございますが、あまり時間がないので若干急いでいきます。平成16年に葛城市防災行政無線条例が制定されております。その中で設置目的であるとか、どういった範囲で使うかということが定められております。また同時に制定されました葛城市防災行政無線施設の管理及び運営に関する規則についても、その中でどういった内容であれば放送できるかという、こと細かに運用についての厳しい取決めがされております。また、昨年9月の議会で私の一般質問の関連としまして、当時の副市長のご答弁から、防災行政無線の役割としまして災害時において市民が、まずは自分の命を自分で守る行為、行動にとって有益な情報をできるだけ正確、迅速にお届けすることというふうに述べられております。今、そのときは火災発生時を例に挙げて、放送までの業務フローも含めたご答弁の中で、こういう話が出てきてるわけです。

これらを踏まえまして質問に入るんですけども、今回、緊急事態宣言が発令されてましてしばらくたったときですけども、市長の声で市民に直接呼びかける放送がございました。初めてこれを聞いた市民からは、何人かの方々から、阿古市長頑張ってはるなという感想が多く寄せられました。私も聞いております。ところが、同じ内容の録音が毎回毎回繰り返されました。それにつれて、その声が変わっていったんです。どういうことかということ、これは具体的に私のほうにあったところなんです。もうそれは分かったからやめて、いつもの定時放送を聞かせてほしい、いいかげんにしてくれ、そういうふうに言ってくる人が増えたんですよ。恐らくほかの議員さんところにもそういう話があったかと思うし、もしかすると市のほうにもあったかもしれません。

確かに、行政トップが直接語りかけて市民の不安を払拭させるという意義はあるかと思うんですけども、仮に放送を聞き漏らした方がいらっしゃるかもわからないので、何回か放送することも必要だったかもしれません。しかし、だからといって同じようなパターンの放送を、3パターンあったみたいですけども、何回も繰り返しやる、その必要性が本当にあったのかなど。仮にその放送を伝えることが本当に必要だったのであれば、本来防災行政無線のときに同時配信されるメール配信、それが全く今回されておられません。それは何でやってないのか。メール配信、重要視されてませんか分かりませんが、やはり戸別受信機の前に必ずしもいてるわけじゃありませんし、出先でそれを、情報を知りたいという場合もあります。中には聴覚障害を持ってらっしゃって、やっぱり文字でないと、テキスト情報でないと無理やという方もいらっしゃると思います。そういう方に対してのメール配信だったはずなのに、今回これに関しては一切そういうことは切り捨てられてるんですよ。これって、やはり一部の方を無視してる、言葉悪いですけども、無視してるということに思えます。

やはり、これまで市長も災害に強いまちづくりとか市民の安全・安心を第一というふうにおっしゃってますけども、その辺のところは何で心が思い至らんかったかな。それが残念で仕方ないです。市長が率先してリーダーシップを発揮されるということは、本当にいいこと

だと思えます。ところが、孔子の言葉に「過ぎたるは及ばざるがごとし」というのがありますけれども、まさしく今回それなんですよね。いいと思ってるってことでも、やり過ぎると逆効果になることもあると。その辺を分かっていたきたい。その辺の不満がやっぱり募ってくると、何かほかに思惑があるのと違うかと勘ぐってくる方も出てきますので、そういうことを市民に思われていくのは、行政にとってもマイナスでしかありません。やはり我々としても市長の頑張ってるところを応援していきたいのに、そういうことをこっちのほうに言われても、私も答えに困りますので、その辺り、やはり慎重な防災行政無線の運用をお願いしておきたいと思えます。

今回、こういう形でお話を終わらせていただきます。いろいろ、もろもろお願いばかりで恐縮ですけども、ご検討をぜひよろしく願いいたします。

以上で質問を終わらせていただきます。

**増田副議長** 奥本佳史君の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午後3時09分

再 開 午後3時25分

**下村議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に8番、川村優子君の発言を許します。一括質疑方式で行われます。

8番、川村優子君。

**川村議員** 皆様、こんにちは。川村優子でございます。ただいま議長のお許しを得ましたので、私の一般質問をさせていただきます。今回は、私は一括質疑方式を取らせていただいておりますので、この場所にて質問をさせていただきます。

質問は3点ございます。まず1点目は、今年度の予算執行についてでございます。新型コロナウイルス感染症対策予算との調整をどのようにするかというような内容でございます。2つ目は、公共施設の再配置検討についてでございます。3つ目は、学校給食の地産地消についてでございます。

それでは、質問を始めさせていただきます。

今年の1月30日、WHOは新型コロナウイルス感染症が国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態と宣言いたしました。2月1日には日本で指定感染症とする政令を施行、2月13日には国内初の死亡者が出るということとなり、国内の市中感染が懸念される事態となったわけでございます。そのうち、日本国内においても感染が拡大をしまして、政府は感染拡大防止のために、4月17日に全国に緊急事態宣言を出し、自粛を促しその効果も発揮をしたことから、5月25日には緊急事態宣言解除を出せるに至っております。しかしながら、今般の新型コロナウイルス感染症は、世界の感染累計およそ800万人、そして日本国内感染者累計は約1万7,000人と、パンデミックを引き起こした事態による影響は、世界中が崩壊の危機にさらされ、リーマンショックをはるかに超える経済危機に見舞われました。日本においても外出自粛などの影響を受け、これまでの平穏な生活状況が一変してしまう現実となったわけでございます。

葛城市においてもこの令和2年度、新年度一般会計予算が再議となりまして、可決されて以来、このような事態が加速しまして、5月7日の臨時会においては新型コロナウイルス感染症対策予算が初めて計上される状況となったわけでございます。国難とも言われるこの事態が収束するまでには相当な日数が予想され、国民一人一人の協力の下にパンデミックを抑え込み、それに伴う医療崩壊を阻止し、命と生活を守る手だてが日々進められていくこととなります。葛城市もこの緊急事態に対応していくために、新年度予算が前年度より大幅に膨らんだままで執行していくことにより、新年度の予算組みを始められた当時から予想もつかないような状況になってしまい、予算執行に当たっては慎重に進めていかなければならない事態になってしまったことは、市長をはじめ理事者におかれましてはよくご認識をされていることと思います。

先月の5月12日、私を含め議員有志で、阿古市長に対し新型コロナウイルス感染症への対応に向けた要望書を提出いたしました。9項目にわたる要望書において、GIGAスクール構想の前倒し、生活支援として水道料金の減免の検討、そして、令和2年度の新規事業執行に当たっては、必要不可欠な事業以外は十分に再考し、新たに葛城市独自の新型コロナウイルス感染症対策に係る事業費を予算計上して、事業を執行することなどの内容でございました。その内容も踏まえ、今回はもう少し詳しく質問をさせていただきます。

1番目は、新型コロナの影響により、経済活動の衰退に伴う市税の収入の減少の見込みはどうか。2番目は、経済不安や困窮者の状況、雇用対策など、全体的な状況把握をされているのか。また、今後の取組についてをお伺いいたします。3番目は、新型コロナウイルス感染症の影響は流動的かつ不透明になることによる本市歳入の減少、対応策としては、予期せぬ歳出の発生による財政状況が更に厳しい状態になることを懸念しているところですが、財政調整基金の残については、コロナ対策への活用など見込みはどのようなものかをお伺いいたします。4番目は、現況国の補正予算を受け、財源確保をしながらコロナ対策に向けていただいておりますが、国の助成が少なくなったり、また終了するというような事態になって、これからの財源確保が困難になった場合、市の単費で賄っていく予想もしなければならぬ。どのように考えていらっしゃるのか。また、消毒液や換気と並行して空調を行うことによる光熱費の増額も見込まれ、また空気清浄機などにおいては、メンテナンス費用や維持経費が増加するとも思われます。そのシミュレーションを行っているのでしょうか。5番目は、今後の財政需要を見越して、今年度計画した事業などについて一旦見直すことは考えているのかをお伺いいたします。

このような考えの下に、やはり新型コロナウイルス感染症対策に係る取組に向けた補正予算の編成は、迅速かつ柔軟的にその措置を講じていかなければなりません。新型コロナウイルス感染症対策の予算と調整しながら、今年度の予算執行についてどのようなお考えであるのかを確認させていただきたいと思っております。

次に、2番目の公共施設の再配置検討についてでございます。今年度、當麻庁舎機能を再配置する構想に2,000万円の予算をつけ、検討を進めていただいているところでございます。當麻庁舎機能を再配置するための構想において、当然葛城市の公共施設全体の中で検証と研

究が大切であるということは、行政側に私があえて言うまでもありませんが、新型コロナウイルスの影響を受けて、3密、密閉、密集、密接を配慮した新しい生活スタイルを構築するといったようなことにも配慮した公共施設の在り方も検討課題に入れなければならないので、午前中に吉村優子議員の質問の答弁にもありましたように、第2波、第3波への懸念、また新型コロナウイルスの正体がいまだ分かっていない中での方向性を決めるのは、非常に難しいとは思われますけれども、この公共施設の配置の計画を立てる時点で、今このタイミングでぜひとも質問しておかなければならないことではないかなと思っております。

まず最初には、計画の進捗状況についてをお聞かせいただきます。そして今後計画をされるに当たり、現状を踏まえた中で進めていただきたいと思っておりますので、幾つかの点を提案させていただきます。

まず1つ目は、保育所の現状であります。子育て環境の中で、新型コロナウイルス感染症の対策にはまず取りかかるべき現場であります。そして、待機解消も進めていかなければなりません。現状、今後においても0歳から2歳児の保育環境を整備していくことは急務であります。葛城市において、実情は公立、私立とも保育には待機が出ております。公立とするのか、民間を誘致するのか、民間に委託するのか、いろんな方法があると思いますが、今後この施設の拡大をどのように考えておられるのでしょうか。また、コロナ対策を考えますと、日本小児科学会の見解では、0歳から2歳まではマスクをつけて保育をすることが、むしろ危険であると示されています。葛城市も、これまでは保育定員数に対し、弾力化運用で20%の増員で運営をしていただくことができて、今回のこのコロナ対策、感染症対策と並行してこのままで行くことがよいのかということは、私は決して思わないわけでございます。3密も避けられない現場は、どのような対策を取るのか。保育士の健康状態確保、休業することの最も困難な現場であることも、現実的にご承知であると思っております。学童保育所につきましては、特に夏休みなどの長期休暇などで、対応には、今回の新型コロナウイルス対策で、学校施設をお借りしてでの対応ができたかと思っております。保育施設全体についてのお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

次に、2番目でございますが、當麻庁舎の周辺の分庁舎について、こども・若者サポートセンターや商工観光課、農林課、図書館などがあるわけでございますが、當麻図書館は多くの當麻地区のエリアの市民のご利用があるというところですが、こども・若者サポートセンターは葛城市民全体で利用する、1つだけある施設でございます。また、こども・若者サポートと併せて、療育事業の場所としても使用できるかという、今のスペースでは非常に狭いので、離れた場所で利用をしなければならない現状でございます。現在は新庄健康福祉センターで行われているという現状でございますが、私は、この部分は一体型が理想であると考えております。将来、その配置についてどのようなお考えであるのかをお聞かせいただきたいと思っております。

そして3つ目は、来年の3月で奈良県社会教育センターが閉館されます。その後、葛城市としてその施設の利活用をどのようにお考えなのかということでございますが、先ほども、宿泊施設の利用も新型コロナウイルスの対策に利用していくなどのお話もございましたし、私も

またそのように思っております。例えば、先ほどの質問にも出ておりましたICTのサポートスタッフが常時いるICTの学びやや、またそこを企業などのスペースに貸し出してICT関連の企業のノウハウをいただくような、そういった連携を取るといようなスペース、そして、先ほど言いました保育所のスペース、また療育スペースなども含めたこども・若者サポートセンターのそういった施設を一体化する、そういった中でも、今言いましたような民間委託も含めて、複合型の施設としての利用をこれから視野に入れて利活用するのも、そのように考えてもよいのではないかと思います。

そのために、私は今年度の予算審議の中で、3月議会だったと思いますが、この社会教育センターの利活用に係る奈良県とのまちづくり包括協定について触れました。県との包括協定については再三進めていくようにと質問をさせていただいているのですが、阿古市長のほうからも、今頑張ってやっていただいていますというような発言もございました。当初、就任当時からも言われておりましたけれども、このことにつきましてどのような交渉に至っているのかということについて、この社会教育センターとの包括協定などの構想は持っているのかということら辺をお伺いしたいと思います。

次に3点目の質問でございます。学校給食の地産地消について質問をさせていただきます。私はちょうど6年前、一般質問で米飯給食の推進をご提案しておりました。週3回の米飯給食が週4回になったことについては大変評価をするものでございますが、その米飯も、JAならけんのご協力をいただきまして、葛城市産のお米を給食に届けられるようになっていたことは、大きく地産地消率の上昇につながったと思っております。ご協力いただいた方にも大変感謝を申し上げたいと思います。市内の農業生産者の方が今、団体を立ち上げられて、食育に非常に協力をいただいております。地元農産物を学校給食に提供していただき、大きな成果を出していただいております。このような取組を継続していただくために、今後において大きな課題があるのではないかと、あえて指摘をしていきたいと思っております。

就農者の生産者団体は協力ボランティア的な捉え方ではなく、つまり生産者は市内の学校給食のためにご協力だけしていただくといったようなこれまでのスタイルではなくて、ビジネスとして確立した組織的な経営の実現を目指すものでなくてはなりません。また、耕作放棄地解消や新規就農者への土地貸与などによる地域資源の有効活用に向けた取組も実現可能になっていくわけで、農業施策にも大きい成果を発揮できるものと思っております。今のタイミングこそ、この優れたリーダーやサポーターの熱意が冷めないうちに事業化をしていく検討をしなければならないと思っております。そして、地元農作物は地域内の循環の構造をつくり、地域活性化に資する、また食育に根差した構造をつくっていただくことは、学校給食には必要であると思っております。現状、安定供給や納入方法などの前向きな検討をお願いしたいと思っております。将来に向けた計画、学校給食への地産地消への目標などをご答弁いただきますことをお願いいたします。

それでは、質問席に行きまして答弁をいただいてから、また再質問とさせていただきます。

**下村議長** 吉村総務部長。

**吉村総務部長** 総務部の吉村でございます。ただいまの川村議員のご質問に順次お答えをしまし

たいというふうに思います。

まず1点目の、今年度の予算執行についてというところでは、5点ばかり質問をいただいております。それから2点目の公共施設の再配置検討についてというところでは、計画の進捗状況についてというご質問でございます。この部分につきまして、私のほうから回答をさせていただきますと思います。

まず、大きな質問の1点目、今年度の予算執行についての中で、本年度の新型コロナウイルス感染症の影響による市税収入の見込みということでございます。こちらにつきましては、現在国におきましては、このたびの新型コロナウイルス感染症の拡大というものは大災害に匹敵する、あるいはそれ以上の国難というふうに捉えられておきまして、4月末に成立いたしました令和2年度第1次補正予算におきまして、一般会計では約25兆6,000億円を、また第2次補正予算においても、一般会計では約31兆9,000億円を、それぞれ5月27日に閣議決定をいたしまして、6月12日の国会で可決をされておるという状況でございます。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、令和2年度の税収についてどのような影響が出てまいるかというところでございますけれども、現時点におきましてはなかなか見込み難いというところではございますけれども、主に法人市民税で影響が出てくるというふうに考えるところでございます。この減収についてでございますけれども、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に盛り込まれました税収減に対する税制上の措置でございますけれども、徴収の猶予制度の特例、こういったものが設けられております。それに伴う令和2年度の減収分につきましては、資金手当のための地方債を発行することができるとされたところでございます。

それから固定資産税におきましては、中小事業者等が所有する償却資産、それから事業用家屋に係る固定資産税の軽減措置等が、特別交付金として補てんをされるということが盛り込まれてございます。ただし、こちらは令和3年度の課税分が対象となっているところでございます。また、軽自動車税の環境性能割におきましては、臨時的軽減を6か月間延長するというに伴う減収分を、特例交付金で補てんされるということ等が挙げられております。そういったことから、直接大きな減収が法人市民税以外では想定されておらないというところでございます。

それから、次の質問でございます。経済不安、困窮者の状況、それから雇用対策等の全体的な状況把握についてということと、今後の取組ということでございます。令和2年2月3日に新型コロナウイルス対策調整会議を立ち上げ、感染症予防対策を中心に、市としての基本方針、それから手指消毒液やマスク等の調達、公立幼稚園、小中学校の臨時休業及びそれに伴う学童保育所等の運営継続の際の人員確保、それから市内公共施設利用者の中に感染者が出た場合の対応、それから市主催イベント開催時の感染症対策について、それから施設の休館等について協議、検討を重ねてまいったところでございます。その後、4月7日に政府から7都府県に緊急事態宣言が発出され、不要不急の外出自粛要請ですとか、施設等の休業要請等が出されたところでございます。そこで、新型コロナウイルス対策調整会議を新型コロナウイルス感染症対策本部といたしまして、様々な生活支援策、事業者支援策が盛り込まれた緊急経済対策についての周知や相談等の対応を検討し、その一部の緊急小口資金、住宅

確保給付金、セーフティネット保証等について市町村が申請窓口となる部分等がございますので、対策本部会議におきまして担当部から直近の状況についての情報提供を受け、本部員全員で情報を共有いたしておるところでございます。

今後ということでございますけれども、国の支援策では届かない部分は何なのかと、市が実施できることは何か等の検討を行い、本定例会に補正予算案として提案させていただいておるところでございます。加えまして、国では2次補正を、奈良県では6月議会に補正予算をそれぞれ提出されておきまして、それぞれの支援策のうち、葛城市で対応可能な支援策に取り組んでまいりたいというふうに考えておるところでございます。

次に、令和元年度の決算を迎えた中で財政調整基金の見込み、それから財政調整基金を新型コロナウイルス対策に使うということについてでございます。令和元年度の決算につきましては5月末日をもって出納閉鎖期間が終了し、現時点におきます令和元年度末現在の財政調整基金残高は、見込みでございますけれども、約20億円程度と見込んでおるところでございます。平成30年度決算に引き続きまして、令和元年度決算においても財政調整基金を約1億4,000万円強を繰り入れた中での決算となる見込みということでございます。財政調整基金の活用につきましては、後ほどの答弁でお答えをさせていただきたいと思っております。

それから次に、現在国の予算措置を受けて対策を実施しているものが、国の助成が終了しても市単独事業として対応することを想定しているのかというところ、それから、当然ながらエアコン、空気清浄機の維持管理経費が増加するというようなことが想定されるけれども、そういったシミュレーションはという問いでございます。令和2年度施政方針にもございますように、葛城市は経年的に災害に強いまちづくりの実現を最重要課題と位置づけさせていただいております。このたびの新型コロナウイルス感染症拡大は大災害に匹敵する、あるいはそれ以上の国難との捉え方の中で、やはり国と同じ方向性を持って状況判断をしていかなければならないというふうに考えるところでございます。国や県の補助制度を視野に入れながら、必要な施策のために財政調整基金を取り崩すことは必要と考えておりますが、補助がない中であっても、一旦は必要に応じて、一旦は基金を取り崩し事業を執行し、その上で新たな財源模索に臨まなければならないというふうに考えておるところでございます。いずれにいたしましても、事業執行に際しましては状況をしっかりと把握し、その都度慎重協議を重ね、適切な判断の下行ってまいりたいというふうに考えるところでございます。

次に、今後の財政需要を見越して、今年度計画した事業等について一旦見直すことは考えているのかという問いでございます。奈良県におきましては緊急事態宣言が4月16日に発令され、5月14日に解除となったところでございます。また、感染者状況も緊急事態宣言解除以降大きな増加はなく、落ち着いている現状でございます。葛城市におきましては、市内全ての公立幼稚園、小学校、中学校におきましては、6月1日から段階的に学校教育活動を再開しているところでございます。また公共施設におきましても、一部制限を設けながらではございますが、6月1日から開館しているところでございます。緊急事態宣言発令の下、令和2年度に開催を予定しておりました諸事業につきましては、感染予防の観点から4月以降、事業に関する会議等が見送られてきたところでありましたが、最近になってようやく動き出し

てきているのが現状でございます。

そのような状況の中、議員もご心配いただいておりますように、新型コロナウイルスは収束したわけではなく、北九州市ですとか東京都のように第2波の懸念が全国どこの地域でも想定されるというところがございます、葛城市といたしましても、当然その件については考えておかなければならないことと認識をいたしておるところでございます。令和2年度予算におきましては、当然必要であるという考えの下で3月議会において上程し、再議という手続がございましたが、ご議決をいただいている予算でございます。4月、5月におきまして、各種教室ですとか健診事業、また公園まつりやプール運営等、やむなく延期や中止となった事業は幾つかございますけれども、これからの状況いかによっては、いつ、どのような形で重要施策に財政調整基金を充てなければならなくなるということを考えれば、そのときは十分な協議を重ね、事業の取捨選択を行い、財源や事業内容の見直しの検討を行っていかねばならないと考えるところでございます。

それから、大きな2点目の質問でございます。公共施設の再配置検討の進捗状況というところでございます。當麻庁舎の在り方につきましては、庁舎管理所管課としての素案を作成している最中にあり、今後各課職員の意見を取り入れる方法や再配置の可能性について、議論を深めていく必要がございます。また費用試算等、専門家の知識が必要になる部分や、調査に手間のかかる部分につきましては外部委託を想定しており、委託費を計上しておるところでございますが、議論の中で内容が変化することも予想がされるため、順次検討内容の絞り込みを行い、その状況を見極めながら実施していくことを検討いたしておるところでございます。

私のほうからの答弁は以上でございます。

**下村議長** 井上こども未来創造部長。

**井上こども未来創造部長** 失礼いたします。こども未来創造部の井上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。私のほうからは2点目、公共施設の再配置検討についてにつきまして、大きく3つのご質問に対しまして、順次回答をさせていただきます。

まず1点目、計画の進捗状況についてでございます。こども未来創造部におきまして、今年度行う計画をしておりました事業の進捗状況でございます。新庄小学校区学童保育所建設に係る事業でございますが、先日建設用地取得に係る売買契約を締結いたしました。子どもたちが快適で安全な放課後を過ごせるよう、スペースの確保も考慮に入れ、今後建設のための設計委託業務を進めてまいります。

保育所において3密を配慮した中に、0歳から2歳児についてはマスクをするわけにはいかない中で、今後、施設についてはどう考えているのかというお問い合わせについてでございます。0歳から2歳児のマスクの着用につきましては、先日、日本小児科学会におきまして、マスクは不要、むしろ危険であるとの見解が示されたところでございます。また、3歳から5歳児におきましてもマスクの常時着用は難しいことから、着用の義務づけはいたしておりません。さらに過日、厚生労働省、保育所等における新型コロナウイルスへの対応について（第六報）におきましても、特に低年齢の子どもの場合、マスク着用によって熱が籠もり熱中症

のリスクが高まるなどの、健康に過ごす上でのリスクが指摘されているところでございます。コロナ感染防止策の1つである身体的距離の確保も、保育の場では無理があることから、引き続きこまめな手洗いや換気、消毒などで感染予防を図ってまいります。また、施設につきましては、どのようなことができるかを今後検討してまいります。

次に保育所、学童保育所の待機の実情はどうか、コロナ対策で学校施設を借りて運営していく必要があると思うが、学校との連携は図れているのかとご心配いただいている件でございます。保育所につきましては、0歳から2歳児において当初28人の待機児童があり、今年度末には約50人ほどの待機となる見込みでございます。また放課後児童クラブ、いわゆる学童保育所につきましては、申込みのある全ての児童を受け入れており、現在待機はございません。しかしながら、今後新型コロナウイルス感染症の予防としてスペース拡大といった密集対策も必要なことから、閉校期間中にもご協力いただいておりますが、コロナ対策のためのスペース確保の観点から、引き続き学校施設をお借りするなどご協力をいただきながら、安全な学童運営に努めてまいります。

最後に、當麻庁舎周辺の分庁舎配置、こども・若者サポートセンターについてでございます。こども・若者サポートセンターが行う療育事業につきましては、こ若センターでは狭く、當麻文化会館の音楽室で行っていましたが、広さの確保と安全性の面から、平成31年度からは新庄健康福祉センター2階で開催いたしております。

以上でございます。

**下村議長** 吉川企画部長。

**吉川企画部長** 企画部の吉川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。私のほうからは、社会教育センターの利活用についてご答弁させていただきます。

この奈良県社会教育センターは奈良県教育委員会の所管施設でございまして、県内全域にわたる社会教育の拠点として、昭和58年に開設されました。その後、県内各市町村において社会教育施設の整備・充実が進んだことにより稼働率が低下したことから、社会教育センターとしての機能を県立教育研究所に移し、平成19年度からは社会教育等に資する貸館施設として指定管理者による運営をされてきたところでございます。その後も稼働率の低迷が続くとともに、施設の老朽化などにより現状での維持管理が難しくなってきたことから、本年度末である令和3年3月31日をもって休館されることとなり、同じ敷地内にある宿泊棟のかつらぎの森も、老朽化により同日で休館されることとなりました。休館後も施設や敷地については県において一定の維持管理をされるようでございますが、やはり利用されないとなると、荒廃していくことが予想されるところでございます。

市といたしましては、休館されたままにしておくことは周囲の環境などにも影響を及ぼすということで、この施設や敷地の利活用などを検討するため、プロジェクトチームを立ち上げ、様々な角度から研究・検討を進めるとともに、奈良県の所管部署とも協議を行っているところでございます。この社会教育センターは県の施設であり、県の協力が不可欠であることから、奈良県とのまちづくり包括協定の締結も視野に入れながら、今後の協議を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

**下村議長** 吉井教育部長。

**吉井教育部長** 教育部長の吉井でございます。私のほうからは学校給食の地産地消についてということについて、教育委員会からとしてお答えさせていただきます。

学校給食に係る市内産の利用率でございますが、市内産の米穀につきましてはJAならけんの協力を得まして、平成31年1月から100%葛城市産米を使用しています。また野菜につきましては、平成30年度、市内産の利用は3.06%であったものが、令和元年度は20.31%、市、県内産合わせまして25.61%、野菜、米合わせまして、市内産は54.52%となっております。給食センターといたしましては、献立を立てる前に市内産の野菜の収穫時期や生産量の確認をし、給食に取り入れております。これまでも市内産の野菜を納入いただいている事業者もおられましたが、学校給食は使用量も多く、安定して全て準備いただくことは難しかったのですが、新しく令和元年度から参入いただいた農業団体により市内産の野菜をできるだけ取り入れており、市内産の利用率の増に至っております。

おいしい給食の提供、地産地消を進めていくに当たり、給食メニューのアドバイザーとして、プロの料理人であります大田忠道氏をお招きし、メニューの構成や、子どもの頃本当に必要な味を覚えてもらうために実際に給食センターにお越しいただき、栄養士や調理員にアドバイスをいただいております。食育の取組といたしまして農業団体の協力も得ながら、市内小学校の1校で児童と一緒に昨年11月より実際にタマネギをプランターで育て、本年5月頃収穫し、7月に給食にて提供するという試みも行っております。また、学校で配付いたします献立表に食育コーナーを設けたり、給食センターの栄養教諭が給食の時間に小学校、幼稚園へ出向き、給食に使われている市内産野菜の現物を持参いたしまして野菜の説明を行ったりし、学校給食や市内産野菜に興味を持ってもらう取組をしております。葛城市の給食はおいしいということを全国に発信できるように、給食甲子園というものがございまして、応募もしております。今後も、安全・安心でおいしい給食の提供を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

**下村議長** 早田産業観光部長。

**早田産業観光部長** 産業観光部の早田でございます。私のほうからは産業観光部、農林課といたしまして、学校給食の地産地消について、これからの食育と地産地消についてご答弁させていただきます。

葛城市内の農業生産者において、地元野菜等を給食の食材として生産と納品をされておられます。学校給食におきましては納入量も多く、全ての食材を地元産で補うのは容易なことではありません。子どもたちのために、昨年からは市内の農業生産者が協力して団体を立ち上げ、地元産に対する学校給食の食材需要に応えるべく努力をされているところでございます。多種多様な野菜の種類や納入時期が分散化するよう、団体への協力者も増加するよう働きかけておられます。生産者においても、食育の一環として市内の児童と農産物を一緒に育てたり、野菜についての説明を行い、子どもたちの野菜に対する知識向上や、興味を持ってもら

えるよう工夫をされておられます。

生産者にとって一番のやりがいは、自分の作った野菜をおいしそうに食べる子どもたちの笑顔であると伺っております。このような地域貢献をされている団体の裾野を広げるためには、安定した販路と収入が必要です。団体代表者の意向を反映する形で、給食食材の市内産の安定供給につながる取組ができるように考えていきたいと思っております。また、給食センターの納入規格に応えられない農産物については、例えば直売所への出荷など、少しでも生産者が農産物を作る意欲向上が図れるように努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**下村議長** 川村優子議員。

**川村議員** ただいま、各部長のほうから詳しくご答弁をいただきまして、ありがとうございました。一括質疑ですので、どこから分類していった線を引いていいかわからない、聞き手にとってはちょっとしんどいかもしれないんですけども、この方向性とかというところに、なかなか一問一答を持ってくると明確な答弁ができないところもあるという配慮をいたしまして、今回はこのコロナ対策について全面的に、これからの方向性という部分で広範囲にわたって聞いたわけでございます。どの3つの質問も関連性があるということをご承知いただきたいと思えます。

まず、一番最初に問いました今年度の予算執行でございます。一番心配されるに葛城市の歳入、要するに市税の確保というのは一番、これからどういったことになるのかということとは皆様もご心配いただいていることではございますが、地方債を発行していけるというふうなご答弁でございます。固定資産税等のそういう措置につきましても、また次の年度で補てんいただくというような運びになるということも、その対応には一定理解したところでございますけれども、一番心配をしておりました財政調整基金でございます。これ、20億円というところに、何とか維持できるというご答弁をいただきました。この3月の予算審議におきましても、みんなはどんな見込みになるのかというところは非常に熱い議論を交わされて、ご心配もいただいたというところで、葛城市の財政につきましても非常に親身になっていただいた状況ではございましたが、今のままで20億円ぐらいいはせめて基金として持って、それをどんなふうこれから、この国難としているコロナ対策に臨時的にどうやって、使っていけないといけなくなるような状況も想定しながら、大切にしながら財政維持をしていただかなければならないというところに、私は今回の質問をさせていただいたわけでございます。

市長のほうも放送で、先ほども独自の施策ということで、放送を市民の皆さんにさせていただいております。独自の施策というふうに言われたら、市民の方は葛城市のやりくりの中で、もちろん国の補助を受けながらというところまでなかなか想定のしにくい、イメージしにくいような、独自の施策というのは葛城市の財政でやりくりしてくれてるのかなというようなイメージにも受けられるわけですけども、その中でこれから、今は国の補助を受けながらやっていけるけども、将来国の補助が手薄になってきたら、国も大変な借金を抱えてやっていくわけでございます。阿古市長もよく言われるように、市のほうの財政も国の財政もしっかりと、やっぱり照らし合わせながらやらないといけないと言いつけてこられました。

やはり国の財政も含めて、しっかり地方財政も守っていかないといけない中で、不要不急な事業はやっぱりやめていかなあかんのと違うのかなとか、それでも必要不可欠なものはやらないといけない。災害に強いまちづくりというふうな観点からも、市民に安心・安全を訴えられてきたわけでございますから、今回の予算執行に当たりましては、やはり再度熟考していただいて、しっかりと取組を進めていただきたい。また、できない事業もあると思います。これはこれでまた、次の対策にも充てていけるような状況もあるし、またそれを再度、予算に入れていかないといけないような状況もあると思いますけれども、やはり今、何があした起こるか分からない、2波、3波が来たときにどういう対応をするかという、非常に神経をとがらす、ナーバスにならないといけない状況の中で、そのまま何も考えないで財政を進めていくというのは、少しブレーキをかけながらやってほしいという私の思いでございますので、その質問に入らせていただいたわけでございます。

その中で、次の2番目の公共施設の再配置についてでございますが、當麻庁舎を常に見てますと、危険やなと思いがらいつも通っているわけでございますが、そこにいる職員の生命の安全、これもやっぱり大切でございますので、今後これをどうしていくかということにつきましては2,000万円の、それに対する再配置の検討の予算を組まれたと。私はこれを丸投げしてほしくないわけでございます。しっかりと、やはり議会と議論をしながら進めていくと。今のこの状況から次、半年前の状況とは違うようになったということを再度頭に入れていただきたい。それでもって今、保育所の対応、そして再配置の中で今、當麻庁舎周辺にある施設をどのように有効に利用していくかということにつきましては、行政側だけのお知恵ではなくて、やっぱり市民や我々議員の意見、また提案も耳を傾けていていただきたいという思いから、いろいろなご提案をしているわけでございます。これまでの、たくさんの議員が企業誘致に関わること、そして今のコロナに対する、収容する宿泊施設の利用とか、いろんな意見がこれまでも出てきているわけでございます。ぜひとも複合的に考え、そして社会教育センター等も、地域包括協定をもってできるだけ負担の少ない状態で活用できる方向にはいかないのかということをご提案をさせていただいたわけでございますので、これからも慎重審議をしていただきまして、ぜひともよい方法をやっていただきたいと思っております。

それから最後の地産地消、学校給食の地産地消でございます。これは本当に、米飯給食とともに数字が非常に大きくアップした、大変喜ばしいことだと思っております。しかし子どもたちに向ける、おいしく食べてくれる顔を見ながら、満足していいよなということと並行して、やはりその農業施策の中で両立していけるような構造をつくっていくということが、今回の提案をさせていただいてる理由でございます。せっかくそういった若い農業団体が出来上がって、その人たちが地域の中で、道の駅もそうですけれども、地域の中で内循環していくようなところ、そして外部から来ていただいて、道の駅の農業者がたくさん収益を持って帰っていただくということも農業施策の1つでございますが、そういったいい意味での循環をつくっていくために学校給食を大いに、やっぱり利用していただきたい。これを再度、そこに着目点を置きましてこれからの学校給食、そうやからと言って、学校給食の全ての食

材を入れられるということではできません。それは分かっておりますけれども、子どもたちとともに食育という部分を共有できて、これからの、コロナでのいろんな対策の中で成長を、リモートで教室に発信できて、あなたたちが作ったジャガイモはこんなに大きくなりましたよというようなことだって、いくらでもできるわけです。

そういう新しいスタイルの、また協力体制を、若い農業者さんたちが考えていただいているようでございますし、そんな話を聞かせていただいている機会がございましたので、ぜひともそういったいい取組を、どのように葛城市に生かせるかということをご検討いただきたい。そして、農業者は農業者で生計が立てられるようなご配慮を持っていただきたい。それはもう全てではないと思います。1年中、食材を使いますとかそういった無理なことを言ってるわけではありませんが、例えば日持ちのできる食材の中で地域のものを利用する、それがまた葛城市の地域の野菜ということになってもいきます。おかげさまでお米に関しては、私たちが作ったお米がそんなふうに使っていただいて、やりがいがあるわという農業者さんの声も、私も聞かせていただいております。農業者さんに辛抱していただくというような構造は絶対、私は駄目だと思っております。両立できるような体制をこれからも組んでいただきたい、こんな思いで今回の質問をさせていただきました。市長の方もいろいろと重要な局面を迎えていただいて、心労で本当に心配をしているところでございますけれども、この不要不急の事業を見直していけるのかとか、そういった市の財政をどのようにこれから持っていくのかという、この努力は惜しまないでいただきたいと思っております。

最後に市長のご所見という形で、時間はあまりありませんけれども、ちょっとご答弁をいただきたいと思っております。

**下村議長** 阿古市長。

**阿古市長** 久しぶりに一問一答でない質問の仕方を経験しますので、何を答えていいのかなと思って考えてたんですけども、非常に幅広いご質問やったと思っておりますので、全般としてお答えしたらいいのかなと思っております。

ご心配していただいております財政の問題でございますが、いろんな、この3年と少し、4年間の中で改革をさせてきていただきました。その中で、1つは合併バブルという表現の仕方をしましたけど、非常に膨れ上がった事業をソフトランディングさすという形を持ってきました。その中でほぼ3年間、140億円台の一般会計規模の、ほぼ令和元年度の決算見込みも出てまいりました。その中で、財政調整基金を少しずつは減らしておりますけれども、安定した財政運営をしておるところでございます。また、これから新たなステージに入る準備をしているところでございます。

その中で1つ全般ということになりますと、東洋経済新報社というのが2020年のデータを出してきております。住みよさランキング2020を出してきているところなんですけども、昨年が全国の評価で34位、偏差値評価で34位という評価をいただきました。近畿圏内では3位、奈良県内では断トツの1位でございましたが、果たして今年はどうなのかなという思いではいたんですけども、今朝ほどそのデータが出てまいりました。全国の評価で31位の評価をいただきました。その中で非常にうれしい評価をいただいておりますのが、快適度が全

国11位評価、安心度が52位の評価をいただいております。といたしますのが、田舎ですので利便性ですとかそういうようなものは非常に悪うございますけども、ある種安心して暮らせる、本当に住みやすいという感情を持っていただけるようなまちになってきているのだということやと思います。この方向というのは続けてまいりたいと思います。決して予算配分の中で、今年度は特に特別災害対策、令和2年度末をもって緊防債の使用期限が参りますので、災害に特化した予算規模を上げておりますので、非常に予算が膨れ上がっておりますところではございますが、それも1つの住みやすさを追求した予算編成の仕方でございます。

当然のことながら、令和2年度の予算が終わりましたら、また予算規模としては縮小の予算になっていくというスケジュールでございます。こういうふうな外部的な資料も参考にしながら、住みよいまちを目指していきたいというのが私の思いでございます。コロナ対策もしかり、財政運営もしかり、食育もしかり、全ての分野でやはり、葛城市に住んでいる市民の皆様方のお立場に軸足を置いた行政をしていきたいという思いでございます。

広範囲のご質問の中で、お答えになったかどうか分かりませんが、私の思いはそういう思いで市政運営をさせていただいているということでご理解を賜りたいと思います。貴重なお時間をいただきまして、誠にありがとうございます。決して心労ではございませんので、ご安心ください。どうもありがとうございます。

**下村議長** 川村優子君。

**川村議員** 市政全般ということで予算から入ったんですが、私の中で、市長が今ご答弁いただいて、ちょっと伝わってないというところは、この3月の予算のときに、今20億円という基金を維持していただいているということにつきましてはその数字が見えたわけでございますが、それぞれの予算執行において、やはり今言われてるデータはそれが出てるんですけども、もっと締めてもらうというか、気持ちを締めてもらって、やっぱり今、現状で議員からいろいろとご指摘があるということ、私だけではなくていろんなご指摘があるということ、やっぱりそれに対してのさばきをしっかりしていただいて、それなりのきちとしたご答弁をいただければ、また1つの目標にしっかりと持っていけると思います。

確固たる信念というものは、非常に市長にとっては大事なところなので、我々にそれが十分に伝わるようにこれからもご答弁をいただきまして、我々はこの葛城市民の幸せを第一に願うところでございますので、やはり安心という、住みよさの安心というところを確保するために、日々我々は活動していかなければなりませんので、どうか今日ご答弁いただきました行政全般の皆様にも、今この事態は決して楽観視してはいけないというところを私は強調させていただきまして、今回私の一般質問を閉めさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

**下村議長** 川村優子君の発言を終結いたします。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**下村議長** ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会とすることに決定いたしました。  
なお、明日18日午前10時から本会議を再開いたしますので、9時30分にご参集願います。  
本日はこれにて延会をいたします。

延 会 午後4時26分